

平成 27 年

第 5 回定例会会議録

平成 27 年 12 月 8 日

）

平成 27 年 12 月 15 日

田 上 町 議 会

目 次

○田上町告示第36号	1
○会期日程	2
○応招議員	3
○町長提出議案一覧表	4

会期第1日 [第1号] (12月8日 (火))

○招集年月日、招集場所	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	5
○本会議に職務のため出席した者の氏名	5
○開 会	6
○開 議	7
○日程第 1 会議録署名議員の指名	7
○日程第 2 会期の決定	7
○日程第 3 諸般の報告	7
○日程第 4 同意第 5号 田上町固定資産評価審査委員会委員の選任について	17
○日程第 5 議案第46号 指定金融機関の設置について	18
○日程第 6 議案第47号 田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	19
○日程第 7 議案第48号 田上町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について	19
○日程第 8 議案第49号 田上町入湯税条例の一部改正について	19
○日程第 9 議案第50号 平成27年度田上町一般会計補正予算(第3号)議定について	20
○日程第10 議案第51号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について	20
○日程第11 議案第52号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)議定について	20

○日程第12 議案第53号 新潟県市町村総合事務組合理約の変更について ……	22
○日程第13 一般質問 ……	24
2番 笹川修一君 ……	24
3番 小嶋謙一君 ……	35
1番 高取正人君 ……	40
6番 椿一春君 ……	43
○散会 ……	51
○議事日程 ……	52

会期第2日 [第2号] (12月9日 (水))

○招集年月日、招集場所 ……	55
○出席議員 ……	55
○欠席議員 ……	55
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名 ……	55
○本会議に職務のため出席した者の氏名 ……	55
○開議 ……	56
○日程第1 一般質問 ……	56
10番 松原良彦君 ……	56
11番 池井豊君 ……	65
5番 今井幸代君 ……	79
○散会 ……	85
○議事日程 ……	86

会期第8日 [第3号] (12月15日 (火))

○招集年月日、招集場所 ……	87
○出席議員 ……	87
○欠席議員 ……	87
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名 ……	87
○本会議に職務のため出席した者の氏名 ……	87
○開議 ……	88
○日程第1 議会運営委員会委員の辞任について ……	88
○日程の追加 ……	89

○追加日程第1	選任第4号	議会運営委員会委員の選任について	89
○日程第2	議案第46号	指定金融機関の設置について	89
○日程第3	議案第47号	田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定 個人情報の提供に関する条例の制定について	90
○日程第4	議案第48号	田上町税条例等の一部を改正する条例の一部改 正について	90
○日程第5	議案第49号	田上町入湯税条例の一部改正について	90
○日程第6	議案第50号	平成27年度田上町一般会計補正予算(第3号) 議定について	93
○日程第7	議案第51号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)議定について	93
○日程第8	議案第52号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算 (第1号)議定について	93
○日程第9	請願第4号	骨髄バンク・ドナーの骨髄提供時の支援助成制 度導入に関する請願について	96
○日程第10	発議第4号	農業農村整備事業の関連予算の拡充を求める意 見書について	97
○日程第11	閉会中の継続調査について		100
○閉会			101
○議事日程			102

田上町告示第36号

平成27年第5回田上町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年11月24日

田上町長 佐藤邦義

1. 期 日 平成27年12月8日
2. 場 所 田上町議会議場

平成27年 第5回 田上町議会（定例会）会期日程

月 日 (曜)	開 議 時 間	本委区分	内 容
12. 8 (火)	午前 9 : 3 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 (開議) ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・人事案件上程 (提案説明・質疑・採決) ・議案上程 (提案説明・質疑・委員会付託又は討論・採決) ・一般質問 ・散 会
12. 9 (水)	午前 9 : 0 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・一般質問 ・散 会
12. 10 (木)			議案調査
12. 11 (金)	午前 9 : 0 0	委 員 会	総務産経常任委員会 (付託案件審査)
12. 12 (土)			(休 会)
12. 13 (日)			(休 会)
12. 14 (月)	午前 9 : 0 0	委 員 会	社会文教常任委員会 (付託案件審査)
12. 15 (火)	午後 1 : 3 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決) ・閉 会

応招議員（14名）

1 番	高	取	正	人	君
2 番	笹	川	修	一	君
3 番	小	嶋	謙	一	君
4 番	皆	川	忠	志	君
5 番	今	井	幸	代	君
6 番	椿		一	春	君
7 番	浅	野	一	志	君
8 番	熊	倉	正	治	君
9 番	川	崎	昭	夫	君
10 番	松	原	良	彦	君
11 番	池	井		豊	君
12 番	関	根	一	義	君
13 番	泉	田	壽	一	君
14 番	小	池	真	一郎	君

平成27年第5回田上町議会（定例会）提出議案一覧表

議案番号	件名
同意第5号	田上町固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第46号	指定金融機関の設置について
議案第47号	田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
議案第48号	田上町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
議案第49号	田上町入湯税条例の一部改正について
議案第50号	平成27年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について
議案第51号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について
議案第52号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について
議案第53号	新潟県市町村総合事務組合理約の変更について

第 1 号

(12 月 8 日)

平成27年田上町議会
第5回定例会会議録
(第1号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 議 平成27年12月8日 午前9時30分
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 高取正人君 | 8番 | 熊倉正治君 |
| 2番 | 笹川修一君 | 9番 | 川崎昭夫君 |
| 3番 | 小嶋謙一君 | 10番 | 松原良彦君 |
| 4番 | 皆川忠志君 | 11番 | 池井豊君 |
| 5番 | 今井幸代君 | 12番 | 関根一義君 |
| 6番 | 椿一春君 | 13番 | 泉田壽一君 |
| 7番 | 浅野一志君 | 14番 | 小池真一郎君 |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|---------------|------|
| 町 長 | 佐藤邦義 | 産業振興課長 | 渡辺 仁 |
| 副町長 | 小日向 至 | 町民課長 | 鈴木和弘 |
| 教育長 | 丸山 敬 | 保健福祉課長 | 吉澤深雪 |
| 総務課長 | 今井 薫 | 会計管理者 | 吉澤 宏 |
| 地域整備課長 | 土田 覚 | 教育委員会
事務局長 | 福井 明 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 中野 幸作 |
| 書 記 | 渡辺 真夜子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前9時30分 開 会

議長（皆川忠志君） 改めておはようございます。本日、平成27年第5回田上町議会定例会が告示になっておりますので、ただいまから開会いたします。

ただいまの出席議員は14名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

佐藤町長から招集のご挨拶をお願いいたします。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） 改めまして皆さん、おはようございます。議会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日、平成27年第5回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては時節柄何かとご多用のところご参集を賜りまして、まことにありがとうございました。また、開会前の貴重な時間をおかりして行いました平成27年度の表彰式にご同席をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

先日、世界を震撼させたフランスのパリ郊外で発生した同時多発テロ事件など、今や世界各地のどこでいつ発生するかわからない状況であります。この田上町でそんなテロ事件が発生するとは思いませんが、日本の国がテロの標的にされることは十分考えられます。常に緊張感を持って暮らす必要性を感じざるを得ません。田上町長の立場でテロから町民の皆様を守ることは、少々難しい話ですが、町民の安全あるいは安心の暮らしを守ることが今の私の絶対の責任であります。その矢先、羽生田の京家田上支店で発生しました強盗事件がこんな平和な町で起きるとは思いも寄りませんでした。年末の忙しい時期は、ややもするとこのような事件、事故の発生が多くなる時期です。一刻も早く犯人が逮捕され、町民の安全、安心の暮らしが取り戻せますように願っておるところであります。

さて、今定例会におきましては、任期満了に伴う固定資産評価審査委員の選任の人事案件と、2年交代に伴う指定金融機関の設置の2案件、あるいはマイナンバー制度に関連した番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定や、同じくマイナンバー制度による税条例等の一部改正する条例の一部改正及び入湯税条例の一部改正の条例の制定や改正の3件、また平成27年度の一般会計及び国民健康保険、訪問看護事業の各特別会計における急を要する経費等の補正

予算3件と、市町村総合事務組合の規約の変更の合計9議案を提案いたしました。
よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶といたします。
以上であります。

議長（皆川忠志君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付のとおりであります。

午前9時34分 開 議

議長（皆川忠志君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（皆川忠志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により

8番 熊 倉 正 治 議員

9番 川 崎 昭 夫 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（皆川忠志君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、提出案件から見て、また議会運営委員会の議を経まして、本日8日から15日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日8日から15日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（皆川忠志君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による、例月出納検査結果報告書の8月、9月、10月分及び地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査の結果報告

書が提出されております。お手元に写しを配付いたしましたので、ごらん願います。

次に、本日までに受理した請願は、「骨髄バンクドナーの骨髄提供時の支援助成制度導入に関する請願」の1件であります。この請願については、会議規則第91条及び92条第1項の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の社会文教常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

本定例会には、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員の出席を求めています。

以上で議長報告を終わります。

次に、閉会中の所管事務調査について各委員長からの報告を行います。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇)

総務産経常任委員長（熊倉正治君） おはようございます。それでは、総務産経常任委員会の所管事務調査の報告を行います。今回は行政視察ということで、10月の8日、9日、群馬県高崎市の市民活動センター、それと群馬県の榛東村の榛東ソーラーパーク、それと9日には昭和村の道の駅めぐり一む昭和、それと川場村ということで、それぞれ今議論されております地域交流センターの関係もあってこういったところを視察をしてまいりました。簡単に報告を申し上げますが、高崎市の市民活動センター、これ生涯学習の拠点の施設ということでございましたが、平成24年の4月にオープンしているということで、面積的には約3,000平米でございますので、当町の地域交流センター、今のところ2,500平米ということで、3階建てということになっておりますが、ほぼ面積的にはこんなイメージなのかなというふうに見てまいりましたが、いろいろな施設が教育センターとかというものも併設をされておりましたので、建設経費は21億9,400万円ということでかなり高額になっておりましたが、市民活動センターだけでいえば18億円程度ということで、設備で1億円程度かかっているというような説明でありました。中を見てきた限りでは、多目的ホールは座席数で249ということで、座席が重ならないような配置になっているということで、この辺がちょっと特徴があるのかなというふうに見てまいりました。

それと、これは八州高原・ソフトバンク榛東ソーラーパークということで、榛東村では東日本大震災以降、自然エネルギーの普及に非常に力を入れている村というふう感じてまいりましたが、ソフトバンクグループのメガソーラー発電の誘致に名乗りを上げて、議会でも誘致決議が行われて設置をされているということで、平成24年の7月から運転が開始をされていたということで、そのほかにも白子の海ソ

ソーラーポートという白子のりの工場のところだそうですが、そういったところでもソーラー発電やっているということで、ソーラーパーク行ったところは、八州高原のところは標高が1,000メートルということで、相当高いところで、天気はようございましたが、大変寒うございました。それで、敷地は3万6,000平米ということで、かなり広大なものでありまして、年間の予想発電量、一般家庭では740世帯の年間消費電力に相当するというような発電が行われているというところでもございました。大変標高の高いところで、寒いところでありましたが、とにかく日陰がないということで、かなり太陽光を浴びられる場所というふうに感じてまいりました。

それとあと、昭和村の道の駅めぐり一む、これ関越道走っていくと、こっちから行きますと左側に見えるところでありましたが、いろいろ施設が混在しておりまして、平成10年ごろから施設を作っていたということで、平成23年の7月に道の駅としてオープンしたということで、参考資料もつけておきましたが、直売所でありましてか、食堂でありますとか、いろいろな施設がありました。それで、ここは敷地面積が約1万平米ということで、建物はいろいろありましたが、全体的には1,300平米ぐらいの建物がございました。建設費の総額は、3億3,000万円ほどという説明でありました。来場者数は、年間で37万4,000人というような資料になっておりましたし、売上金額が2億8,000万円ほどということで、我々が行ったときはまだオープンしてすぐの時間帯ではありましたが、交通アクセスがいいということで、東京とか埼玉ナンバーの車がかなり入っておりました。

それと、最後に川場村のこれも相当有名な道の駅も含めて役場にお邪魔して、お話もお聞きをしてきましたが、人口は3,400人ほどということで人口は少のうございましたが、なかなかいろいろな取り組みをされているということで、農業プラス観光というような面、それと6次産業化の取り組みでありますとか、道の駅の関係は施設も見てまいりましたが、特にこの道の駅は面積が約5万平米ということで、相当いろいろな施設が併設をされていて、年間の入場者数もかなりございまして、そこにも書いてございますが……すみません。年間100万人も入っているというようなことで、売り上げも9億7,000万円というような相当な金額が売り上げられているということで、全国や関東圏のその道の駅のランキングでは常に1、2を占めている施設ということで、なかなかすばらしい施設であったというふうに感じて見てまいりました。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

議長（皆川忠志君） 委員長の報告が終わりました。熊倉委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 松原良彦君登壇)

社会文教常任委員長（松原良彦君） おはようございます。私のほうから社会文教常任委員会行政視察研修視察報告をいたします。

期日は、平成27年11月5日から11月6日まで2日間、委員6名、局長、計7名で視察研修をしてまいりました。視察研修地は、長野県伊那郡南箕輪村、これは役場内にて会議をいたしました。研修内容は、子育て支援策、人口増加策について、それからちょっと時間がありましたので、信州の大芝高原、昼食兼こういうところもちょうどお昼を食べながら時間の許す限り見学をしてまいりました。

2日目は、長野県北佐久郡御代田町、これエコールみよたという総合会館が、文化複合施設ですか、たくさん寄ったところでございまして、大変見応えのある建物でございました。その帰りに道の駅を見学、これは東御市の道の駅みまきを見学してまいりました。これも先ほど同僚議員が言いましたように、町内にできる地域交流センターの絡みで私たちのほうも見学したほうが良いということで、ひとつ見てまいりました。内容を申し上げますと、南箕輪村は昔から飛び地を2つ持つ地形から成り立っております。ちょうど人間の肺みたいに右、左とありまして、その中間に伊那市や中央自動車道が走り、伊那ICから車で東京まで約2時間、長野市まで1時間と比較的近い距離に位置する村でございます。面積は40.9平方キロメートル、村の予算額は57億8,000万円、議員定数は10名ということでございます。人口は1万5,032人、県内の中でも毎年人口が増えて、世帯数も増えております。将来推計人口、2040年においても人口増が予想される極めて珍しい村でございます。当町の役場の職員の方も相当前に見学したというようなお話も聞いております。子どももこの村は多く生まれまして、今年は200人くらいの出生数が予想されている。そのために、今保育所や学校関係の施設増に追われているとのことでした。

また、説明では人口政策など特段にしているわけではないが、比較的平たんな土地柄に恵まれていること、中央道が通り大きな市に囲まれている中で、自然増、社会増の大きな原因ではないかとして、今ベッドタウンの人气が大変高くなっております。話の中において、子育て支援策においては、平成17年度から保育料金の引き下げや福祉医療費無料化などが順次行われまして、平成20年には中学3年生までの無料化や奨学助成金の開始、平成25年には高校3年生までの子どもたちの医療費無料化や病児、病後児保育料無料化に伴い、そして全ての障害者の受け入れも完備しましたということでございます。保育料においても、周りの市町村との兼ね合いを

見ながら、15区分と大変細かくなっておりますが、最高でも3万7,600円というふうになっております。こういうことから、児童に対する保護者の負担増が少ないことがこの村に住む大きな魅力ではないかというふうに思いました。

次に、信州大芝高原のみんなの森ということについて、ちょっとだけ説明させていただきます。この公園は、約100ヘクタールになる面積をもちまして、スポーツ施設や温泉など総合公園として、また健康づくりの森として、昭和55年ごろから整備をやってきたものということでございます。家族やサークル仲間、学校行事など、フレキシブルに利用されているというお話でございました。

続きまして、11月6日の日、長野県御代田町に視察に行ってお話を聞いてまいりました。御代田町は、活火山の浅間山の南に広がる高原の町で、人口1万5,485人、面積58.7平方キロメートルで、冷涼な気候を活用した高原野菜の栽培と精密機械工業や食品製造業などが盛んで、そんな自然環境と交通の利便性を求め、転入する人も多く、人口が増加している町でございます。ここでは、融合型文教施設の見学をいたしました。その中で、幾つかご紹介いたします。

エコールみよた、これが複合文化施設の総称でありまして、正面玄関のほうにできております。施設内容は、教育委員会事務局、図書館、博物館、公民館、これは多目的ホールを持っておりまして、の機能を含めた大変大きな施設であります。説明によると、複合化することにより生じるメリットがあり、用地取得費や職員配置などの効率性、利用者側の利便性、これらを最大限引き出せるよう検討を重ねた施設でございます。その中で、あつもりホール、これは舞台照明、音響機器などが整備され、移動式観客席、これは322席を備えております。講演会、式典、小規模コンサートなど、各種イベントに対応できます。なお、特に説明がございましたけれども、ピアノはスタインウェイB221というピアノがステージの上にございました。

博物館、浅間縄文ミュージアム、縄文と浅間火山がテーマの博物館で、御代田町町内から発掘された遺跡で国の重要文化財の土器などが多数展示されております。竪穴住居など、縄文文化などが身近に見ることと、さわることなどできる複製品が多く展示されています。建物は、耐震化に強い建築物とのことでございます。私たちが大変驚いたのですけれども、皆様も長野県に行ったらぜひ見学をお勧めしたいくらい大変すばらしい建物と内容でございます。

もう一つ最後に、図書館、フレンドリー図書館というものが一緒になっております。町民との協働で、幼児から高齢者まで気軽に利用できる図書館でございます。特徴としましては、目の不自由な方に希望する資料を対面朗読をすることや、高齢

者の方などへの大活字本や拡大鏡、足の不自由な方には車椅子など用意されております。本冊数は、閉架書庫を含めて約8万冊あるというような説明でございました。

以上でございますが、どうかまた皆さんも長野県へ行ったら、特にこの浅間縄文文化ホール、これはすばらしいものなので見ていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（皆川忠志君） 委員長の報告が終わりました。松原委員長、ご苦労さまでした。

以上で所管事務調査の報告を終わります。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

最初に、加茂市・田上町消防衛生組合議会の報告を求めます。

（6番 椿 一春君登壇）

6番（椿 一春君） 続きまして、加茂市・田上町消防衛生組合議会行政視察について報告いたします。

お手元の資料を参照してください。まず、2ページ目のところですが、視察日は平成27年11月19日、20日の2日間であります。視察場所は、茨城県つくば市国土交通省の国土技術政策総合研究所、2日目には千葉県の柏市消防局であります。視察の目的としては、国土交通省の国土技術政策総合研究所は、近年多発する自然災害に対応する国土交通省の緊急災害派遣隊の活動の概要の調査や、それに付随する研究所施設見学、災害などに備えた研究を視察してまいりました。

次に、2日目の柏市の消防局では、これは消防団のことが主になりましたが、安定した消防団員の確保と柏市消防団員の現状についての説明を受け、また柏市消防局の消防力についての説明を受け、田上町の消防団活動や地域防災に生かしたらということで視察を行ってまいりました。

まず、4ページで参加者であります。総勢17名であります。田上町からは、副管理者である佐藤町長、総務課より今井課長、池井議員、今井議員、私が参加してまいりました。関根議員は欠席でありました。

次に、まず国土交通省の国土政策総合研究所、これ国総研と称しますが、この国総研は社会資本分野で唯一国の研究機関として、安全、安心で活力ある社会生活を作るための防災、減災や道路、橋、空港などの活用、維持管理、整備などを現在そして将来にわたって社会貢献できるインフラの研究と成果の普及、発展を進めてまいっております。この5ページの下の写真なのですが、走行試験路であり、手前のほうが時速120キロ、奥のほうで時速100キロでもハンドルを切らずに走行できる試験道路であります。

あと次に、国総研のページで国総研の役割なのですが、今回の目的は災害支援活動なのですが、災害調査のために二次災害の防止や被災地の復旧を強力にサポートしております。日々いろんなことを研究はされているのですが、安全に被災地に向かうために、いろんなデータを蓄積してあります。例えば被災した橋が安全に渡れるかどうかというのを瞬時に判断するのですが、それは日々の蓄積データにより、塗料の色の変化ですとか、そういったものを基準にし、二次防災、二次災害にならぬようなことを日々研究しております。7ページのところに、今までの派遣実績というものが示されておりました。

次に、インフラ整備に関して、8ページのほうへ行きますが、高齢化するインフラ建築後50年経過するものがいろいろ検査しなければだめでありまして、橋梁の現物を敷地内に取り入れ、それをいろんな試験をやってデータ分析し、現在の設計基準に対し劣化の経過を測定し、それをフィードバックかけて常に技術革新のために研究していくという姿勢を感じてまいりました。特にここは見ていってくださいというところが下水道のところなのですが、隣の9ページのところにありまして、下水道管の保守点検というのは、その管は鉄筋コンクリートの管と塩化ビニール製の2種類がありまして、鉄筋コンクリートの場合、鉄筋が内部でさびるとコンクリートが破壊されてしまうということが近年わかってきておりまして、その結果、土が流出されて道路が陥没するという事故につながっております。今、日本全国では、年間3,000から4,000件道路の陥没事故が発生しております。また、今後人口に伴い、下水道の経営切迫とか技術者の不足が課題となるため、マンホール内の段差を超えるような試験ロボットを研究し、中の検査の速度を速めたり、速めることによって経費を削減するというような研究を特にしておりました。今田上町でもいろんな下水道があるのですけれども、これから50年先行くと、本当にその下水道はいいのかなというふうに考え直されてきました。

あと続きまして、11ページのほうなのですが、研究の事例として説明を受けたことでありまして、海岸の防波堤であり、今回想定外の高波が東日本大震災のときに発生しましたが、ここの写真のように見事に防波堤が壊れたのですけれども、これを実験、25分の1スケールですとか2分の1スケールで粘り強い防波堤を作るためにということで日々研究され、新しい施策が作られましたということその研究の過程の説明を受けました。

国総研についてのまとめなのですが、安全な基準でインフラ整備がされ、従来鉄筋コンクリートは大丈夫だという常識があったのですが、中の鉄筋がさびることに

よりコンクリートが破壊されるので、今後建設後50年たっている高齢化の進んだインフラ、特に橋ですとか道路、街灯、公共のものと、あと民間で建てられている建築物に対する指導など、たくさん課題があるのだなというふうに感じてまいりました。

次に、柏市の消防局 2 日目の視察で、13ページ、14ページのほうをお願いします。千葉市の消防局であります。まず消防団、消防局、指令センターと説明を受けてまいりました。消防団は、平成17年に合併し、現在は1本部5方面隊42分団で総勢631名の体制であります。特徴的な装備としては、各分団にエンジンカッター、チェーンソーが配備されております。これは、阪神・淡路大震災のときに消防署の対応だけでは人員不足だということで、消防団のほうにみんな配置するということで、阪神・淡路を教訓に配備したそうです。あと消防団の主な行事としては、会議、ここでは消防団員のためには活性化会議というものを月2回行われておったり、あとは催事の中で消防団の運動会というものをやっています、家族ぐるみで消防団というものの認知されるような、そんな取り組みをしてまいりました。

あと今回の一番の目的であった消防団員の確保ということなのですが、次の16ページ、17ページのほうに行きます。消防団員の確保の取り組みとして、消防団本部の取り組みとしては、柏市消防団対策委員会が立ち上げられ、消防団組織、活動及び団員の確保の課題検討がされてまいりました。福利厚生事業として、先ほど申し上げました家族ぐるみの運動会がやられたり、親睦ゴルフ大会などが福利厚生事業として取り上げられているのが特徴的なところでまいりました。あと分団が団員確保のための取り組みとしては、町内会への消防団員の入団を依頼し、町内会より推薦を受けるということで、各地区の町内会のほうへ団員の加入を依頼しているということ、当町では取り組んでいないことなのかなというふうに感じてまいりました。それから、あと企業に対しても消防団入団の協力依頼をしてまいりました。あとは、団員の家族、知人の入団で団員確保に努めていることがまいりました。

あと2番目に、消防局としての取り組みなのですが、年額報酬、出動手当の引き上げというもので取り組んでまいりまして、これが隣の16ページにあるのですが、ちょうど6番の柏市消防団の処遇ということで、消防団報酬、費用弁償等ということで、平成27年4月1日、部長以下年額報酬が引き上げられたということでありまして、これちょうど私も12月に一般質問したものの、消防団員の処遇改善が26年の12月に改正され、それを受けての改定だというふうに私考えております。ちなみに、部長が4万3,000円、班長が3万8,500円、団員が3万6,500円とあるのですが、この金

額は国の交付税措置額、部長が3万7,000円に対し柏市は4万3,000円、班長は3万7,000円に対し3万8,500円、団員に対しては国の交付税措置が3万6,500円に対し3万6,500円というふうに、国の交付税措置以上の処遇を消防団員に与えているのだなというふうに感じました。あとそのほか、この資料にはないのですが、質疑の中で消防団に対し年額11万7,000円の活動費の補助をこれ別途出しているというふうに、いろいろこれ厚生面のほうで柏市のほうは努力しているのだなというふうに感じておりました。

あとやはり今後の消防団員の確保の対応として、ちょうど17ページの8の(3)がとてもいいことが書いてあるのですが、やはり消防団員として自分たちの町は自分たちで守るのだということの意識、またモチベーション向上を図るために消防団員の処遇改善や福利厚生、そういったものを充実していくことにより、地域のつながりを活発化し、消防団員の確保につなげているのだなというふうに感じてまいりました。

あと次、18、19ページは、柏市消防局のほうの説明を受けたのですが、特徴的なことで平成24年に柏市支援1号車というものが、中にこれソファースーツとか台所ついている移動のできる救護スペースというふうな、とても立派であったのですけれども、どういふふうに使うのかなというふうな特殊な車両でありました。あと次にもう一個、総務省のほうから無料で受けた燃料補給車、990リッター入ります、そういったものが24年に装備されております。

あと最後になりますが、20ページ、21ページのほうで指令センターのほうへの見学の中で、この中で一番参考になったものが消防団への協力の連絡方法なのですが、今消防団へのこれ連絡メールということで、どこに災害が発生したというものを消防団員に個々にみんなメールが一斉配信されます。田上町の場合ですと、一般家庭の電話に順次電話が鳴って、留守ですと次々分団長、団長とか団員というふうに順次伝言で行くのですが、電話を出ても一般の人と同じように、今どこどこ付近で火事発生ですということなので、行ってみたら大分ずれていたということなので、そういったものがあるのですが、やはりこれとても参考にしたいというのは、消防団員に対しては災害メール、具体的にどこの何番地の誰々さんちが火事でありますというふうなのが消防団員に配信されます。あと一般の方に対しては、どこどこ付近で火事発生というふうに情報の発信を2種類に分けて発信しておりますので、これらのシステムはとても参考にし、まねしたいシステムでありました。

簡単ではありますが、以上で加茂市・田上町消防衛生組合の行政視察の報告を終

わらせていただきます。

議長（皆川忠志君） 報告が終わりました。椿議員、ご苦労さまでした。

次に、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会の報告を求めます。

（3番 小嶋謙一君登壇）

3番（小嶋謙一君） 去る11月24日に三条市役所において開かれた三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合の議員協議会並びに定例議会について報告します。配付した資料のページ24から34ページをご参照願います。

議員協議会議題、議会議案とも同一の案件で、議第1号 組合会計補正予算、認定第1号 平成26年度決算の認定についての2件であります。補正予算では、歳入歳出予算の補正で、予算総額にそれぞれ115万円を追加し、総額をそれぞれ2億450万9,000円とするものです。平成26年度決算の認定については、会計の歳入歳出決算を監査委員の意見を付して議会の認定に付するものです。議会において、監査報告の後、審議を行い、全て上程された議案のとおり承認されました。なお、補正予算追加額の115万円は、入居者2名の遺族からの寄附金であります。

以上、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合全員協議会第3回定例議会の報告を終わります。

議長（皆川忠志君） 報告が終わりました。小嶋議員、ご苦労さまでした。

次に、新潟県中越福祉事務組合議会の報告を求めます。

（2番 笹川修一君登壇）

2番（笹川修一君） おはようございます。新潟県中越福祉事務組合議会が10月23日開催されました。

ページは、35ページから。副議長に長岡市議会の長谷川議員が選出されました。

次に、37ページです。昨年度、26年度の新潟県中越福祉事務組合の歳入歳出の決算4億8,662万3,270円が決算の認定を受けました。

次に、46ページ、27年度の補正予算220万8,000円の補正予算が承認されました。

以上、報告終わります。

議長（皆川忠志君） 報告が終わりました。笹川議員、ご苦労さまでした。

最後に、新潟県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

（10番 松原良彦君登壇）

10番（松原良彦君） 私のほうから新潟県後期高齢者医療広域連合、事業説明会が招集かけられてきましたので、参加して出席してまいりました。その内容を報告いたします。

期日は11月19日、場所は新潟県自治会館で行われました。お手元の49ページからをごらんいただきたいと思います。

議題は、平成28年度及び29年度の保険料率の暫定的な試算結果についてということで事務局からの報告がございまして、これからの年度のことをございますけれども、2年ごとの見直しが行われ、被保険者数の伸びや医療給付の伸び、高齢者負担率の上昇が見込まれ、一定程度の値上げを検討中というお話でございました。現行の3万5,300円を4万500円に値上げする、これはまだ暫定案ですが、そういうお話でございます。お手元の52、53ページを見ていただくとわかるのですが、新潟県が一番低い料金支払いというか、そういうことになっております。これは、私が質問したのですが、なぜこんなに低い数字があるのかということをお聞きしましたら、まずは高齢者の方、お医者さんにかかる回数が少ないのではないかと。それにかかりますと、お薬代もかかるわけですから、回数が少なければそれだけお金がかからない。そして、今度またそういう毎年事務局のほうで担保されているお金が順次余ってくる、そういうことで順次それを振り向けていっていたのですが、来年のあたりからとてもそれでは足りないということで、暫定的にまだ値上げの検討中ということをございます。

それから、2番目に社会保障・税番号制度の対応状況についてのお話でございました。広域連合では、各市町村の窓口で、関連事務申請時にマイナンバーによる確認作業ができるよう準備をしているというようなことをございます。

3番目に、訪問歯科健診についてのお話でございますが、私どもは県の対応でございますが、新潟市は政令都市になっております関係上、これからというような単なるお話でございました。

以上でございます。

議長（皆川忠志君） 報告が終わりました。松原議員、ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 同意第5号 田上町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（皆川忠志君） 日程第4、同意第5号 田上町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、会議規則第39条第3項の規

定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいま上程になりました同意第5号 田上町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、現在その任に当たっておられます田上町大字羽生田丙123番地1、渡辺幸子氏が本年12月19日をもって3年の任期が満了しますことから、引き続き委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

なお、参考資料として渡辺氏の略歴をお手元に配付をいたしておりますが、田上町固定資産評価審査委員を5期15年務めていただいております。

以上、ご説明申し上げましたが、全員のご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長(皆川忠志君) 以上で説明が終わりました。

これより、ただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。よって、討論を省略して採決することに決しました。

これより同意第5号の採決を行います。

この採決は起立採決といたします。本案は原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議長(皆川忠志君) 起立全員であります。よって、同意第5号は原案どおり同意することに決しました。

日程第5 議案第46号 指定金融機関の設置について

議長（皆川忠志君） 日程第5、議案第46号を議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま上程になりました議案第46号 指定金融機関の設置につきましては、現在の指定金融機関である加茂信用金庫との契約が来る平成28年2月9日をもって2年間の満期、期間満了となりますので、それ以降の指定金融機関につきましては、協栄信用組合に取り扱わせるというものであります。

以上、概要を申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（皆川忠志君） 以上で説明が終わりました。

これより、ただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり所管の社会文教常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第47号 田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

日程第7 議案第48号 田上町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

日程第8 議案第49号 田上町入湯税条例の一部改正について

議長（皆川忠志君） 日程第6、議案第47号から日程第8、議案第49号までの3案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま一括上程になりました3議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第47号 田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定につきましては、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度では、個人番号の利用及び個人番号と関連づけられる特定個人情報の

提供は、法律で厳しく制限されており、番号法に定められたもの以外で町が独自の事務で利用する場合や、同一の機関内において特定個人情報の授受を行う場合、また町の他の行政機関との間で特定個人情報の授受を行う場合には、番号法第9条第2項及び第19条9号の規定により、その旨を条例で定めなければならないこととされておりますので、制定するものであります。

次に、議案第48号 田上町税条例等の一部を改正する条例の一部改正及び議案第49号 田上町入湯税条例の一部改正につきましては、それぞれマイナンバー法の施行に伴う定義規定を行うものであります。

以上、3議案につきまして一括その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（皆川忠志君） 以上で説明が終わりました。

これより、ただいまの3案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております3案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

日程第 9 議案第50号 平成27年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について

日程第10 議案第51号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について

日程第11 議案第52号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について

議長（皆川忠志君） 日程第9、議案第50号から日程第11、議案第52号までの3案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま一括上程になりました3議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第50号 平成27年度田上町一般会計補正予算（第3号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ1億4,673万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,741万8,000円といたすものであります。

その主な内容といたしましては、歳入では地方交付税におきまして、まち・ひと・しごと創生に要する財源として、当分の間の措置により人口減少等特別対策事業費が新設されまして、当初見込みより大幅な算定結果となり増額、国庫支出金におきましては、国民健康保険基盤安定に係る負担金の増額、平成27年10月30日までに田上町総合戦略の策定が完了したことにより、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型であります、の上乗せ交付金の追加など、県支出金におきましても国民健康保険基盤安定に係る負担金の増額のほか、水田農業構造改革対策事業費補助金などの追加、諸収入におきましては、平成26年度の負担金の確定による後期高齢者医療、療養給付費負担金の受け入れなどをお願いするものであります。

一方、歳出では、総務費におきましては、対象者の増加による新婚子育て世帯向け個人住宅取得資金利子補給金の増額、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の上乗せ交付金を活用したプロモーションビデオの制作や既存の案内看板の整理及び国道403号バイパスの開通を見据えた効果的な設置を調査・研究するための委託料などの追加、民生費におきましては、保険基盤安定のための国民健康保険特別会計への繰出金の増額、職員の育児休暇に伴う保育士補助員の賃金など幼稚園運営費の増額、衛生費におきましては、平成27年度普通交付税の算定額決定に伴う国民健康保険特別会計繰出金の増額、農林水産業費におきましては、水田農業構造改革対策事業に係る経営転換の協力者に対する交付金の追加、五社川自動転倒堰の漏油修繕に伴う工事請負費などの追加、商工費におきましては、歳入でもご説明申し上げましたが、普通交付税における新設されました人口減少等特別対策事業費を財源に、雇用の確保などの観点から本田上工業団地用地取得助成金の追加など、教育費におきましては、給付額が増加したことによります幼稚園就園奨励費補助金の増額、中学校においては電気料の不足が見込まれることから、光熱水費の増額などをそれぞれお願いするものであります。

次に、議案第51号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ6,650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億350万円といたすものであります。

その主な内容といたしましては、歳出では保険給付費において療養給付費、高額

療養費、葬祭費においてそれぞれ不足が見込まれることから経費の増額をお願いするものであります。歳入では、歳出に関連する国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金におきましてはそれぞれの経費の増額を、繰入金におきましては基盤安定負担金の申請等に伴う増額をお願いするものであります。

次に、議案第52号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ25万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ4,015万円といたすものであります。

その内容といたしましては、歳出では休日対応が必要な訪問看護の利用者が多くなったため、職員の時間外勤務手当の追加をお願いするものであります。

以上、3議案につきまして一括その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（皆川忠志君） 以上で説明が終わりました。

これより、ただいまの3案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております3案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第53号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

議長（皆川忠志君） 次に、日程第12、議案第53号を議題といたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま上程になりました議案第53号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更につきまして、その概要をご説明申し上げます。

変更内容といたしましては、3点でございます。1点目といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員会委員長と教育長が一本化されたことから該当規定を変更するものでございます。

2点目といたしましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条例の修正を行うものであります。

3点目といたしましては、非常勤職員に対する公務災害の補償等に関する事務について、新発田市より対象職員の増加によりリスク拡大に対応するため、共同処理事務に加入したいとの申し出があったことから規約に新発田市を追加するものであります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（皆川忠志君） 以上で説明が終わりました。

これより、ただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論及び採決を行います。

これより議案第53号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第53号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

この際、議長からお願い申し上げます。各常任委員会に付託いたしました案件につきましても、会期日程に基づき、最終日の本会議に報告できますようお取り組みをお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時43分 休 憩

午前10時55分 再 開

議長（皆川忠志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 一般質問

議長（皆川忠志君） 日程第13、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に、2番、笹川議員の発言を許します。

（2番 笹川修一君登壇）

2番（笹川修一君） おはようございます。2番、笹川、一般質問を行います。

9月10日、今年の9月10日に早朝5時に坂田地区で不審火がありました。消防車4台が駆けつけて消火に当たりました。現場はこちらなのですけれども、こういう小屋がこんな感じに燃えまして、これも近所の奥さんが4時半に起きまして、仕事の都合で4時半に起きて、パチパチするというので見ると、非常に火が出ていたと。それで消火器でしたのですけれども、結局消火できずに消防車呼んだと。早く発見したことで、延焼せずに済みました。これ坂田地区の中心部で、密集地帯なのです。もし延焼したなら、人家や農舎が燃えるところでしたと。これは、6月に私が一般質問してきた空き家で、村の道があって、そこに小屋があって、瓦が落ちそうな、そういう危険な場所だったのですけれども、消防署、また警察署に確認したら、長雨が続いた時期で稲刈りができなくなって困っている時期で、自然発火はなく、放火が考えられるそうです。いまだ犯人は、まだ見つかっていません。坂田地区の住民は、不安な心境で過ごしています。もし6月以降に空き家対策、この場所もう指摘したわけですから、その場所に対応していれば起きなかった事件かなと思っております。6月の一般質問の答弁で町長は、平成24年の空き家調査で町は空き家は45軒あり、職員の目線で危険な家はなかったと、また危険度については評価基準は作っていないと、また空き家対策審議会は未定であり、今後国、県の空き家対策の説明会があり、そこで検討するという答弁でございました。

再度空き家対策について一般質問を行います。5月26日、空き家対策特別措置法が施行されました。この法律は、空き家だけの法律ではありません。空き家対策特別措置法の定義は、4項目あります。特に空き家、特定空き家の定義というのがありまして、建築物またはこれに付随する工作物であって、住居その他の使用がされていない状態であるもの及びその敷地の立ち木やその他の土地に定着するものを含みます。つまり今回の法律は、空き家だけでなく、敷地内も含んでいるのです。その定義の4つなのですけれども、著しい保安上危険となるおそれのある状態、そ

して2点目は衛生上有害となる状態と、3点目は著しく景観を損なっている状況と、4点目、その他の周辺の生活環境の保全を図るために放置することができない不適切な状態にあると認められる空き家、この4項目が空き家ですから、空き家だけのことを言っている法律ではないのです。つまり法律の定義では、防火、防犯、防災、景観、生活環境の保全が今回の法律の趣旨です。放火等による火災の危険、また不特定者の侵入及び犯罪の危険、積雪による危険、建築資材の飛散、落下による危険、またごみ屋敷など、今昨今ごみ屋敷言いますけれども、周辺に不快を感じさせる状況、樹木が周辺の住民に迷惑をかける実態と、除雪作業の弊害になっている場合など、敷地内が危険な状況など国の特別空き家の定義となっています。つまり周辺の住民に危険のないこと、迷惑かからないことが今回の法律の定義なのです。

現状の近郊の市を私伺いまして、調査しました。見附市は市民生活課、燕市は都市整備課、三条市は市民部環境課、加茂市は総務、これが所管する課なのです。条例がある市、これは見附市です。見附市このような条例がいろいろありまして、平成24年の10月、それと燕市は平成25年の7月、三条市は平成25年1月です。まだ条例がないのは、加茂市はまだ条例がないです。事細かく一応作っておりました。各市とも放火が多発し、犯罪、危険な状態から住民の苦情が非常に増加したと、それで条例作成となったそうです。特に燕市は、不審火、放火が非常に多いです。これ近年皆様話聞いていると思うのですけれども、私この間市役所の燕市行ったら、非常に放火があって、それは放火というのか不審火なのかという、非常にそこで条例が制定されたそうです。

各市の特別空き家の条例から田上町も参考にしたいと思う、今回提案させていただきます。まずはじめなのですが、常時無人の状態の空き家なのか、空き家いっても常に無人なのか、管理が不十分となった危険な空き家なのか、これ定義づけで空き家の事前の現状調査が必要です。つまり普通の空き家といっても、みんな違うわけです。要は、危険な状況の空き家なのか、普通の空き家なのか、どういうふうに調査をするのかがひとつポイントです。まず最初の入り口です。見附市は、市民からの情報から税務課、企画調整課、あと建築課の3名で調査しています。燕市は、自治会と連携し、市の管理職員、これ93名でやったそうです。93名で目視して、市内回って聞き取り調査して、空き家、空き地の全体数を把握しています。それで、三条市は自治会長、民生委員、市民からの情報提供で、市の各課の課長とか職員の方が2名で調査しています。各いろいろとやり方が違うみたいです。そこで、田上町は空き家の事前現状調査は、私は三条の調査のやり方がいいのかなと。つま

り、各地区の自治会長、民生委員からの空き家、特定空き家の調査を依頼し実施したほうが地区単位での苦情、苦情とかそういうの一番受けているのが区長さんであり、民生委員の方が一番よくわかるわけですから、また経費はほかのメーカーに依頼するわけではないですから、そういうのはかからなくなりますし、要は特定空き家に対する今後の町の対応を各地区の区長さんや民生委員の方にもPRできますので、そのようなのがいいのかなと思います。

次に、これ特定空き家、特定空き家の実態調査はどのように行いますかと。実態調査では、判定基準を作成する。これ判定基準がないと何が特定空き家なのかかわからないです。建築の専門家の意見が必要となってきます。見附市は、特定空き家の判定基準を建物と周辺の建物や公道への影響度で評価しています。新潟県の建築士会と市の職員、特にこれ税務課の担当が調査しています。燕市は、国交省の判定基準にあわせて住宅不良度判定で点数をつけ、周辺建物や公道への影響を調査し、評価しています。これもやっぱり同じく新潟県の建築士会と市の職員、これもやっぱり同じです。税務課の方と調査します。三条市ですけれども、これ特定空き家の判定基準を建物と周辺建物や公道への影響度で評価します。だから3つともまた違うのです。これもただし同じのは、新潟県の建築士会と市の職員で調査します。ですから、3市とも新潟県の建築士の専門家の意見を取り入れて基準を作っていると。

田上町は、特定空き家の評価基準をどのように設定するのか、実態調査はどうすべきかなのです。9月3日に私は伺った。9月3日に県の主催で特定空き家についての会議があったと聞いています。そのときに、市町村から特定空き家の評価基準を県として示してほしいというものがあったそうです。県は、市町村により環境が違い、各市町村で作ってほしいと。つまり豪雪地帯の町なのか、市なのか、都市部なのかとあって、それはやっぱりあくまでもその市町村で作るべきだと。つまり田上は田上で作るべきというのがあります。燕市の住宅不良度や周辺建物、公道への影響で評価を策定したほうが私は燕市のが一番すぐれているのかなと非常に感じました。実態調査は、やっぱり新潟県の建築士会と職員、特に町民課です。田上だと町民課とその他の町民課以外の方、2名ぐらいの方でやったらいかがですかと。また、判定基準が大事です。

それと、それが決まったなら所有者の特定について、これ自治体でもこれ共通なのです。各自治体全部共通でした。固定資産税の納付者から財産相続者までを通知します。つまり1人ではないのです。財産相続する方もこれ通知しないとだめだそうです。国から言われているようです。特定空き家の立入調査は、これ5日前にし

ておかないとだめと。黙って入っていくわけにいかないのです。やっぱり立入調査のために通告します。相続放棄者に対して、これ相続放棄したと、要らないわという人もいますから、それについては相続管理人を選定し、財産相続の管理人を選定しなくてはならないのです。これが財産管理する義務がある人なので、民法の940条に規定があるそうです。つまり相続放棄してもみんなが相続放棄したら困るわけですから、その人たちのほうで財産を相続財産管理人というのを指定しないとだめだということが民法上あるそうです。また、通告から固定資産税の減税措置はなくなり、立入調査と減税の廃止通告がされます。これがやっぱりセットだそうです。

その中で、法律で立入調査が非常に必須です。まだ入って見ないとわかりませんから、見た目ではわからないので、中はどうなのかを判定基準すると。通告で特定空き家での所有者を理解してもらうことがまず最初です。また、町は事情聴取、どういう経路でなったのかとか、また助言、指導、これ行政指導が非常に必要になってきます。つまりあなただめだよというのではなくて、いろいろとやっぱり指導していかないとだめだと。これがこじれると長期化します。ああ、やってくださいという、高飛車にやったときに非常にこじれると、これ長期になるそうですから、いかに納得してもらうかが非常に大事だと。行政指導のマニュアルもやっぱり必要になってくるのかなと。ここが一番私は、田上町として重要な部分かなと。つまり特定されてもその後どうなるかというか、それを何とかしてもらわなくてはならないことが一番大事ですから、町としての行政指導が大事になってきます。

次に、審議会、まだ審議会作られていないのですけれども、設定はどういうふうで作るのかと。国は、平成32年まで、任意ですが、その後は義務化されるそうです。これは、32年以降は義務化されると。その前にみんな作りますけれども、見附市は会長が副市長、委員は司法書士、あと土地家屋調査士、建築士、市の課長と消防長、これ任期2年です。燕市は、弁護士、司法書士、土地家屋士、建築士、これも2年です。三条市は、学識経験者、弁護士、市長が認めた、これは県の土木課長にお願いしているそうです。県の土木課長です。それで任期2年と。各市の審議会は、勧告、命令、公表、代執行ということで実施しています。だから審議会は、非常に大事なのです。それで、法の執行が行われるわけですから、町はどのように審議会を設立するのか、これが重要なポイントになっていると思います。

次に、特定空き家に認定した場合の公表はどうなのかと。つまり公表は、また一番私大事だと思うのです。見附市は、空き家になっているところの敷地に看板を立てるそうです。市の掲示板へ告示、広報、ホームページへ掲載し、また空き家のP

R紙を配布します。三条市、燕市、これ同じです。命令に従わない者の住所、氏名、命令内容の公表、市の掲示板で、あとは同じ広報とホームページに掲載します。公表というのは、町の強い意思を表現する方法ですので、町全体の特定空き家の対策のPRになります。どのようにこれから実施するのが大事です。要は、それをすることで、その本人ではなくてその周り人、町民に対してもこのように町は動いていくのですよと、法律があるのですから、それを守ってどんどん、どんどん対策を練っていきますということの公表です。それによって、ほかの人たちも、町民の人も考えると。各市でこのように実施、PRにより今までに行政執行は行われていません。この4市。町の強い意思が特定空き家を防ぐ手段と私は思っていますし、燕市、見附市は空き家に対しての広報活動が積極的です。特にこれは、非常によくできているのは、これが見附市です。見附市に対するこういうのがありました。これは、「空き家についてのお願い」という内容にしているのですけれども、空き家の対策を進めていますと、空き家の有効活用とか空き家適正管理とか、町とどういうふうにしていくかと、危険がある特定空き家はこうなのですよということも非常に細かく書かれています。それを広報以外にもこういうチラシを作ってやっていると。空き家の適正管理についての市の対策についてということで、非常に大事な部分があるところもあります。町全体で広報活動が重要と思っています。

そのためには、田上町は特定空き家の広報活動を今のところまだ実施していませんので、空き家の適正管理や特定空き家の定義、町の対策、空き家の所有者、町民に広く知らせる広報活動、これが必要になってきます。地区の集会や「きずな」でPRしたり、それを継続していかないとなかなかこれできないので、これ早急にやらないとだめだと。もう法律ができていますので。

次に、空き家、空き地活用により特定空き家にならないための町の施策です。今までは、この6項目というのは特定空き家について法律に対して町がどう動くか。これは、今6項目のもので提案しているのです。これからは、空き家がまた空き家にならないためにどうするかという、これ町の施策としていかなのかと。現在空き家情報バンクを町は開設し、住民に情報公開する制度を実施しています。しかし、なかなか効果は出ていない。これは、他の市町村も同じなのです。さらなる町のこれ支援策が必要なのかと。再生可能か、老朽化の空き家なのかによって対策大きく違ってきます。単なる空き家ではないです。

適正管理が困難となる原因というのは、3項目あるのです。管理義務者が高齢のために資金力がなく、自主的な改善が困難な場合。お年寄りのためにお金がないと、

なかなかできないよと。2点目、所有者の死亡、相続人明らかにしないまま長期間放置した場合。相続人がわからないと、それで誰がやっていいのかわからないと。3点目、資金力がなく、固定資産の減税優遇税制を利用した場合、これがかなり多いと思うのです。つまり建てるよりもそのままにしたほうが減税措置になると。3つの方法でこういうのができています。

まず、再生可能な空き家の場合の町の、これ定住促進対策としてどんどん進めていったほうがいいのではないかと。これは再生可能ですから、まず空き家バンクの継続と助成金の活用です。しかし、情報公開だけでは各市とも効果出ていませんので、登録物件購入者の改修費の助成制度をもう一回設定し、定住促進を凶ったらいかがですか。町は、住宅のリフォーム事業という補助金ができているので、これはできていると思うのですけれども、ただしこの場合は住民登録と町税を納めている者になっています。つまり外から来るといふか、こちらへ来る人については、もう無理なのです。今後は、やっぱり町の定住策について、移住者に対しても補助金をやったらいいのではないかなと。燕市は、かなり早くしてしまして、10万円から上限50万円というのをやっているそうです。これは、転入者です。子育て世帯を対象にして実施しています。転入者や転入者の3人以上の子どもがいる世帯とか、基準を変えてしているのです。ですから、子どもが多いところはもうちょっと多くやろうとか、そういうふうに変えているそうです。

2点目は、リフォーム住宅の取得で利子補給制度の広報活動はいかがかなと。今現状はやっているのですけれども、実は今年の5月の「きずな」では、新婚子育て世帯の個人住宅資金金利補給交付制度が掲載されていました。これは、しかしよく見たのですけれども、新築が対象で建て替え、増改築は対象外ですよと下のほうに書いているのです。それ見ると、どうしても、これ中古はだめなのかなと私思っていたのです。要は、新築を対象として書いていますから、今年の5月。しかし、これ先回の11月のときは、中古住宅も対象と書かれています。非常に紛らわしいのです。だから中古住宅、新築住宅、それをPRしていったら非常にいいのではないかと。現在は、住宅メーカーはリセット住宅、新築そっくりさんとして売り込んでいますので、中古住宅も補助金の対象として大きく広報活動をすれば、ハウスメーカーや不動産業界でも積極的に空き家対策として大きく変化すると思います。向こうは、乗ってくると思うのです。なかなか広報活動が町として、「きずな」でもわかるように新築、今回ようやくこの間は中古という感じで出てきていますので、それをもっと大々的に出したら違うのではないかと。

それと、これが一番問題なのですけれども、老朽化した空き家の対策はいかがかと。さっきは、老朽化していないのです。リフォームできるというか。まず、老朽化した対策というのは、空き家の相談窓口の開設を願いたいと。どこが窓口かわからず相談できないと。空き家、特定空き家の定義を説明する窓口を開設し、相談者に理解してもらおうと。つまりどこが悪いのだと、空き家というか、その辺を理解してもらわないとだめなので、そこが窓口がないと。人から聞いていると、大体ろくなこと言わない話聞きますから、やっぱり本当の生の話を行政から話ししたほうがいいのかなど。

2点目は、無料法律相談、司法書士の相談会の開催です。特定空き家の対策措置法は、どんな法律なのかと。国の法律ですけれども、どういう法律なのかかわからないと。罰則はどうかと。税の徴収規定の告知や相続など、相談会を行うことで理解してもらえないのではないかと。これ法律の問題もあると思うのです。

3点目は、空き家管理業務の相談会の開催はいかがかと。遠方でも管理可能となる業務のあっせんや取り次ぎ。これ窓をあけたり、風を入れることや雨戸の掃除とか、それだけでもやっぱり家は生き返りますので、放置せずにそういう補修とかそういう感じでできるとか、管理できる業務をあっせんするのもいいのではないかと。それにすることによって、空き家にしないという意識づけがまず生まれると思います。

4点目は、解体、また補修などといっても解体の実施する業者の紹介も必要ではないかと。解体、補修の費用は幾らになるかわからず不安、ただお金いっぱいかかるのだ、かかるのだということでわからずに、決断できない場合が多いと思うのです。町ができるだけ安く交渉して、こんな感じでとか、そこまで細かいことできないかもしれませんが、できる段階にできたらそういう指導してもらって、そこで乗ってもらって紹介しますよと。町が窓口になることによって、相談者は非常に安心できると思うのです。単なるやればどうしても業者ですから、多く取られるのではないかと、そういう不安感が非常に募りますから、その4項目大事なと。

そして、空き家対策として町民を事前に把握し、対応は町民自身が把握していけば対応できると思うのです。空き家対策は、特定空き家の法に対するもので、空き家にならないようにするのも大切。空き家になってから、特定空き家になってからの対策と、できるだけ空き家にならないためにどうするかというのを町としても行政指導していったほうが後々いいと思います。これは、空き家というのは減らずに

どんどん増えるばかりだと私は思うので、これは重大な問題だなと思うので、そちらのもご答弁をお願いします。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長（佐藤邦義君） ただいまの笹川議員のご質問にお答えしますが、最初に空き家対策特別措置法に関するご質問であります。はじめに空き家の事前現況調査については、6月議会の笹川議員の一般質問に対して、今後の対応策についてお答えをいたしました。やはり空き家の現況については再度調査を行う必要があるという認識から、調査方法やあるいは経費も含め、いろいろな検討をいたしました。その結果、やはり町の各地区の状況を一番把握されている区長さんを通じ、それぞれの地区において把握されている空き家について再度調査をお願いすることにいたしました。今回は、前回の調査より、より詳細な部分の確認をお願いしたいということで、空き家の判定基準など10項目程度の調査表を作成し、回答をお願いすることにしました。当初は、例年12月に開催されます臨時区長会議でお願いする方向で検討しておりましたが、やはり9月に坂田で発生しました放火等も考慮に入れて早目の対策が必要であるということで、10月の16日に開催されました区長会の役員会において趣旨説明を实はしまして、おおむね了解を得られたことから、10月21日付けで空き家の現況調査について各区長さんへ依頼を行いました。なお、回答期限については、これから冬を迎える時期も考慮いたしまして、平成28年3月末としております。

次に、空き家の実態調査方法につきましては、今後区長さんから提示された現況調査の資料に基づきまして、直接職員等が現場に出向き、道路上からの目視による現状確認、さらに所有者等の情報を含んだ台帳の作成を優先的に行うこととしておりますので、その後の対応とはなりますが、評価基準の設定につきましては、隣接する市町村の現況も参考にしながら検討していきます。

次に、空き家の所有者への指導あるいは審議会の創設につきましては、現在実施しております空き家の現況調査の結果が出ておりませんので、現時点では未定であります。

次に、町の広報活動としては、「きずな」やホームページを利用することになります。

最後に、再生可能な空き家対策あるいは老朽化した空き家対策に関するご質問ですが、これらにつきましても現在実施しております空き家の現況調査の結果が出ておりませんので、現時点では未定であります。いずれにいたしましても、現在実施している空き家の現況調査の結果が非常に重要になってきます。それらの結

果を踏まえまして、今後の作業を行う上で、いろいろとご提案をいただきました笹川議員のご意見を参考にしながら、必要な対策をとっていきたいと考えておるところであります。

以上であります。

2番（笹川修一君） 2番、笹川、2回目の質問を行います。

今ほど町長言われたように、調査するのが結果が3月末ということなのですが、もう2月に法律が立法化されて、5月に施行されて、それで私が一般質問して、それから放火ということで、やっぱり法律がもう先にできているのですから、これが後手後手に非常になっているように感じますし、実際もうその時点で2月の時期に立法化されると。やっぱりそういう意味で、素早い対応がこの危機管理という問題は非常に大事だと私は思っております。その点は、もっとこれは早く、もう法律ができています。法律がなければ、条例だったらまた違うのですが、あくまでもこれは立法化された法律ですから、法律に対してどのように早く動くかというのは非常に大事なことだと思いますし、また町民もこれ見ているので、聞いたときにどうなっていると言われたときに、町としては、いや、まだしていません、わかりませんではなかなか通る問題ではないのではないのか。だからどのように早くするのか、やっぱり町長の指示としてはどうだったのか聞きたいです。まず1点です。

2点目としては、先ほど言いましたけれども、近郊の三条、燕、見附、これ2年か3年前にもう条例ができています。それは、条例ができていのに、やっぱり私は聞きに行っているいろいろと教えてもらいまして、非常に親切に教えてもらったのですが、やはり田上町もこういうことについては素早く一定の情報交換、何もないものよりも作っているものを見て、その中で精査しながら動くというのは私は非常に大事かなと。やっぱり向こうは、ある程度の大人数ですし、市ですから、人数いますから、職員の数も多いですし、いろいろなものできると思うのですが、それだったら田上としてはどんどん聞いて学んでいくということも非常に大事だと思いますので、その情報交換がほかの市との情報交換どうなのかなと、そういうパイプは全くないのかなと、その2つ、2点お願いします。

町長（佐藤邦義君） 今ほどの質問にお答えしますが、最初に法律に対する対応についてであります。法律が制定されたのは2月ということになっておりますが、町のほうに来ましたのは5月か6月だったでしょうか、ちょっと大分おくれてきたのは事実であります。それにのっとなって、県の説明もそれにおくれてきたということで

あります。それで、もともと田上町では空き家を調査しようということは前々から考えておりましたので、区長の皆さんにお願いをして、調査をして、45軒ということになりました。これは、6月の議会に答弁いたしましたように、そのところではほとんど問題がないというようなことでございましたので、その後に笹川議員から質問がありまして、やはりもう少しでは詳しくということに対応したのが今回でございました。実際の調査の基準を決めましてやったことでもありますので、条例等についてはこれからであります。現在ちょっとおくれておりますが、3月末には上がってきたことに対してできるだけ早く対応していきたいなど、こういうことあります。条例制定あるいは審議委員会等については、今後十分その対応できるようにしていきたいと、こう思っております。

2番（笹川修一君） 先ほど質問したのは、ほかの市町村とのこと私さっき質問しました。その内容は、今ご答弁なかったのですけれども、それ含めてまたちょっと。それ各市町村の条例は作っているのですが、それはどうなのかと、情報交換どうなのか、まず先ほどの。

それと、空き家対策の実施要項、これ町の施策が非常に大事になってきますので、それに伴って、これ来期の予算がもう年明けると出てきます。来期の予算がしないとまた1年たってしまう。つまりもう来期の予算のところには施策として入れるべきだと私は思っております。これ審議会も含めてです。これ入れないと、また1年たって、これ2年おくれることになりますので、それで来期の施策として予算というか、それをどうしていくかということをもう一回検討してほしいと。

3点目は、これ広報活動は「きずな」とか言っていますけれども、これやっぱり広報活動というのは素早い対応ということでやっているのだから、こういう法律できていますから、それはまずさせないようにどうするかという、先ほど見附とか見せましたけれども、要はなってからではなくて、なる前にどうするかということが私も大事だと思うので、そういう意味でどんどんやっぱりやらないと、もう1年たとうとしていますから、その中で「きずな」を使ったり、何使ってもいいですから、町民に知らせるといことはいつから実施するのか。いや、この間も6月のときもやりますよと言って、その後もう半年たっていますから、全然出てきませんから、いつやるのかなと、それが非常に心配になってきました。

それと、4点目は空き家の助成金、さっきも言いましたように住宅メーカー、これ中古もオーケーという話なのですけれども、ほかの住宅メーカーだとか県内の住宅メーカーのほうにできるだけ出せば、お金をかけなくても向こうは利益を取るた

めには幾らでも乗ってくると思います。私も商売上、こうやっていますから、お金かけなくてもこういう政策ありますよというのをどんどんそのほうに郵送するか、そういうのにするだけでも、お金かけなくても向こうは乗ってきますよ。ああ、田上町ってこういうのやっているのだと。そういう意味で、まず経費をかけずにどうやって巻き込んでいくかということ、民間の住宅メーカーとか不動産メーカーなど巻き込んでいって町をどうしていくのだと、ほかと違うのをやっていますよと、これ売りやすいですねと言えばメーカーさんもどんどん乗ってきます。これは、1本文書で提示するだけでも私は可能だと思うし、またそれだけの利益を考えているところなら、商売上営業活動するところはすぐ飛び乗って、飛びついてくるかなと、そんなこと考えていますので、どのようにそういうのをやっていくかが必要だと思うので、そのもう一回4点。もう一回言いますけれども、条例作っているほかの市とはどうなっているのか、それと施策として予算はどうやって、もう来年度の予算に入れてほしいというのと、それと空き家の住民対策の広報活動、これ早くいつやるのかとか、4点目は住宅メーカーとそういうものをどうやってタイアップというか、どんどんやらせるのかと、できるだけ経費をかけずにと、その4項目質問いたします。

町長（佐藤邦義君） 今ほど4点のご質問をいただきました。他市町村の条例を検討せよということではありますが、これまでの経過も含めまして総務課長のほうから……失礼しました。鈴木課長、町民課の課長のほうから答弁してもらいますが、来年度の予算については、これはこれから、これもかかわることありますので、町民課のほうから答弁をさせます。

広報での対応については、これはこれからできるだけ早くきちとした形で対応していきたいと思っておりますし、空き家の補助金等についても、メーカー等の対応につきましても、これも町民課の課長のほうから説明いたします。

いずれにいたしましても、今調査していて実態がどうなっているかわからぬということが現実でありますので、それらも含めまして検討させていただきたいと思っております。

町民課長（鈴木和弘君） それでは、私のほうから、では笹川議員の質問にお答えしますが、まず1番目、他市町村との交流ということでございますが、笹川議員が先ほどご質問の中にありましたように、9月に初めてこの関係で会議がございました。その中でもどこが担当するかという部分もございまして、初めて県内でこの部署が担当するというのがわかりましたので、そういう部分、初めてどこの町村が担当

しているかというのわかりましたので、今後は必要に応じてそういう部分意見交換するなり、必要な情報は得ていきたいと思っております。

それから、予算づけの関係ですけれども、町長から私に振られたのですけれども、先ほど町長も回答いたしましたとおりに、まだ今実態調査している状況でございますので、その状況によって今後どうするかという部分がありますので、今の時点では平成24年度に調査した時点での45軒、一部除去して44軒ということのうちのうちでは把握しておりますので、その時点では特に問題がある空き家はありませんでしたので、今の段階では特に具体的にどういった予算は考えておりませんが、ただ先ほど町長申し上げましたとおりに、今調査をしている部分、それを今後現地に行って確認をしたり、台帳整備をうちのほうでしようと思っておりますので、その関係では一部職員でなく臨時の職員なりを対応して実施していきたいなというふうに考えております。

それから、4番目、その部分もすみません。住宅メーカーとの協議の関係でございますが、これも繰り返しになりますけれども、現在の実態調査の結果によってその辺り活用ができる部分もしあるようであれば、そういった部分今後場合によっては検討する必要があるかなと思っております。

以上です。

(何事か声あり)

町民課長（鈴木和弘君） 町民に対する広報です。先ほど町長なるべく早目にと申したのですけれども、この辺りでは具体的に特別対策措置法、国の法律あるいはならないような形での広報、そういった部分、今ほど笹川議員からもご指摘いただきました見附とか、そういった部分を逆に参考にさせていただきながら、早目にできるものは対応していきたいと思っております。

以上です。

議長（皆川忠志君） 以上で笹川議員の一般質問を終わります。

お昼のため休憩いたします。

午前 11時34分 休 憩

午後 1時15分 再 開

議長（皆川忠志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

3番、小嶋議員の発言を許します。

(3番 小嶋謙一君登壇)

3番(小嶋謙一君) 私は、町長に対しまして2問質問いたします。

1つは、田上町総合戦略の予算づけについてであります。この件に関しましては、例えば田上町これまでいろいろな助成もろもろ、交付金に伴う事業をたくさん行っておりますけれども、実際その事業の予算、交付金との絡みについて、私個人としてもちょっと知らないところがございますので、その辺教えていただきたくて質問させていただきます。2番目は、財政健全化へ向けた対策についてであります。

まず最初に、田上町総合戦略の予算づけについてであります。去る10月19日の全員協議会に、田上町総合戦略の素案が示されました。総合戦略とはどういったものなのか。一説には、アベノミクスが功をなさないため、国民がその効果を実感できていないから政府は何らかの対策をしている振りをしているとか、一億総活躍をはじめ安倍内閣の打ち上げ花火だとの報道も聞かれます。今後5年間の人口減少対策をまとめた総合戦略ではありますが、自治体間で事業内容の質を競わせ、職員を疲弊させ、交付金に差をつけようとする国の考えに私は疑問を持ちます。

新潟日報によると、県議会12月定例会における来年度予算編成に県としての総合戦略の策定を盛り込んだとあり、一般質問で政策の費用対効果をどのように行うのかとの質問に対して、個別に市町村との意見交換を行い、また4回にわたる全市町村との意見交換を通して、県と市町村との間にそごのないよう配慮し、情報交換を行って、県全体の方向性を示したと報道されています。この点で田上町総合戦略は、県あるいは他の市町村のものも参考にし、類似した事業であっても中身においては町独自の内容になるものと期待しています。

町では、まちづくり財政計画の中で、平成27年度に戦略策定費用として839万2,000円を計上し、またさきの素案では総論に当たる町の実情に合わせた4つの目標を掲げています。すなわち、食、住、遊を満たし田上町の能力を高める、未来世代を守り育む、つながりの輪を広げるという目標であります。今後は、各論に当たるおのおのの事業について、称賛のある戦略が練られていくものと思われれます。

町長に質問いたします。今回示された総合戦略の素案は、たたき台ではありますが、計画している事業の幾つかは選択されると考えられます。そこで、採択された事業の予算づけについて、次の点をどのように考えているか尋ねます。1つ、実際に係る事業費用とそこについてくる交付金の額にもよりますが、予算を組む上で採択された事業全てを実施するのか。事業費用に対し、交付金を含めた予算規模から実施が難しいと思われた場合、事業の見送りなどの仕分けはできるのか。予算は、

各事業についてくる交付金の中であくまで納めるのか、交付金の中で納めるとしたら、内容や規模の縮小などの変更も可能なのか。4つ目、採択された事業の継続について、総合戦略の実施期間は2015年から19年度の5カ年であるが、事業の中身によっては継続する必要も出てくると思われます。この場合の予算づけはどのようにするのかという4点についてであります。

2番目の質問に移ります。新潟県は、先月の11月24日までに県内30市町村の平成26年度決算に基づく財政健全性の指標を取りまとめました。それによると、田上町は収入に対する借金返済の割合を示す実質公債比率が前年度比0.4ポイント減の13.1%で、県の平均より0.9ポイント上回っているものの、改善への努力が見られます。また、財政規模に対する実質的な負債の割合を示す将来負担比率も前年比13.9%減の62.8%で、隣の加茂市の136.7%と比べても財政改革に取り組んでいると評価できます。このように、財政改善へ向けた県内での評価は、悪い位置にはありません。しかし、町の将来を見据えたとき、平成26年度の財政指数では、経常収支比率、財政力指数とも平成17年の財政再建当時のレベルまで値が落ち込み、27年度のまちづくり財政計画においては、町の預金に当たる財政調整基金が目減りしていく状況にあります。そこで、将来へ向けた財政の健全化について、町長の考えを尋ねます。

以上2点、よろしくお願ひいたします。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) 今ほどの小嶋議員のご質問にお答えいたしますが、最初に田上町総合戦略の事業についてのご質問であります。田上町総合戦略に盛り込む事業の決定に当たりまして、第5次総合計画や平成26年度に定められた少子化定住対策などの諸計画の中から創業支援や少子化対策など、人口減少対策に特化した戦略として事業に盛り込んでおります。そして、国の平成26年度補正予算(第1号)において、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が創設されました。総合戦略に盛り込まれていることを前提といたしまして、総合戦略策定に先立って実施する人口減少対策事業を対象として交付金が交付されることとなりました。当町も田上町総合戦略に盛り込んだ事業のうち、乳幼児育児用品購入費助成事業、それから子育て支援米支給事業など今年度から実施する事業、それから今年度までに取り組んでいる事業に対しては交付金を活用して実施をしております。

この交付金の国の算定方法は、事業費に対して交付金が決まってくるのではなく、人口や財政力指数、あるいは就業率や年少人口比率などにより決められますので、必ずしも事業に見合った額が交付されてはおりません。また、平成28年度以降に創

設される新型交付金については、交付金額や算定方法もどのような制度となるかは国から示されていない状況であります。しかし、人口減少対策は喫緊の課題でありますので、待ったなしの状況であります。田上町総合戦略に盛り込んだ人口減少対策は、取り組まなければいけないものであり、やるべき事業は一般財源を持ち出しでも実施をしていかなければならないと考えておるところであります。田上町総合戦略の策定期間は、今年度から平成31年度までですが、人口減少対策はこれからの5年間にとどまらず、永遠の課題になっております。短期間の数字の増減を一喜一憂するのではなく、一つ一つの人口減少対策をしっかりと取り組んでいき、最終的に人口減少に歯どめをかけたいと、こういうふうと考えております。

次に、まちづくり財政計画における財政調整基金残高に対する財政健全化対策についてのご質問であります。まず財政指数だけで財政悪化と判断できるものではないと考えておりますし、平成17年度当時と現在で財政調整基金の残高が約3億円多く実は保有をできております。また、財政健全化対策比率については、毎年改善しておりますので、現時点では財政状況が悪いとは判断をしておりません。各年度の財政調整基金の取り崩し額については、その年の財政需要によるものなので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。しかし、財政計画上、基金残高が減少していく状況はご指摘のとおりでありますので、引き続き財政健全化あるいは事業の見直し、経常経費の削減などの努力を行ってまいります。

以上であります。

3番（小嶋謙一君） わかりました。

私も予算と交付金との絡みといいますか、ちょっと不明な点がございましたので、いろいろお聞きいたしました。ただ、今問題の実際の事業につきましては、交付金以外に要するに町の財政といいますか、その基金からも持ち出していかなければならないという実態でございますけれども、今後事業そのものを継続していくときに、例えば継続厳しいとかそういうときあった場合に、例えば途中で打ち切るとかそういうことも果たしてあるのかどうかというのをちょっと心配しているのですけれども、その点どうでしょうか。

また、2番目の町の財政の健全化でございますが、今3億円ということがお話ありまして、ひとつ安心したといいますか、そのところでございますけれども、今後の町の財政の見通し、町長は明るいと、そんなに心配しないということでございますけれども、今後国からの交付金等も含めまして、国の財政もそんなに軽いものではないと、甘いものではないと思うのですけれども、その交付金の支給される割合

も少なくなっていくのではないかなと危惧しているのですけれども、その点どのように考えていますか。

町長（佐藤邦義君） お答えしますが、最初のご質問であります、取り組む事業の経費についてであります、これは先にならなないとわかりませんが、難しい事業もあるわけありますので、実際に私ども計画した事業が計画どおりいくかどうかというのはなかなか難しい判断であります、そのときによって事業を全く取りやめるといふことにはならないだろうと思っております。多分そのときには、多少縮小しながらも時間をかけて取り組むといふことになっていくものだろうといふふうに今想定しているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、財政調整基金の状況についてですが、今ほど17年度に比較して3億円多くといふことは、今実は8億幾ら、8億円ちょっとになっておりますので、この8億円の基金もシミュレーション上でいけば、五、六年しますとかなり減っていくといふようなことになりますので、やはりその年、その年の経常費の節約あるいは事業の見直しで、やはりある一定の財政調整基金を確保していかなければいけないだろうと思っております。ずっとこの8億円で維持するといふことは、多分難しいだろうといふふうに思っておりますので、ご理解願ひたい。いずれにいたしましても、町としてはバランスのいい財政状況になるようにしっかりと見きわめて、そのためのシミュレーションでありますので、私どもはできるだけ財政計画に基づいた事業をしっかりと実施していくと、ここのように思っているところであります。

もう一点、国の交付金の見通しですが、これは国の交付金は、これも私皆様もご承知のように、新聞等マスコミとの報道でございますけれども、恐らく交付金は間違いなく減少していくといふこと、当分の間は地方創生のところに相当数お金を使っているといふことでございますので、交付金もやはり減少していくだろうといふふうに言われております。特に道路関係でいいますと、国交省に行ったときも間違いなく来年度から減っていくと、ここのように話でございましたので、先が少し厳しくなるかなと思っているところであります。

3番（小嶋謙一君） どうもありがとうございました。

最後に町長、もう27年度ももうすぐ暮れようとしております。来る新年に向けて、ちょっと早いかもしれませんが、希望を持てる明るい話、話題等ありましたら、ひとつご披露願ひませんか。

町長（佐藤邦義君） 正直言いまして、新聞社ここにありますけれども、新聞社からの

来年度の新規事業どうかというような質問があったのですが、余り実は大きな事業がありませんので、来年度はやはり今構想していますこの総合戦略、それから仮称の地域交流会館とか道の駅、それから403号バイパス、そこの事業を進めていく、しっかりとした考えのもとにそれを進めていくということでありまして、来年度ぱつと明るくなるようなのは実は余り用意しておりません。

議長（皆川忠志君） 以上で小嶋議員の一般質問を終わります。

次に、1番、高取議員の発言を許します。

（1番 高取正人君登壇）

1番（高取正人君） 1番、高取です。道の駅の償却計画について質問したいと思います。

当町の道の駅の基本構想が作成され、建設に向けて基本計画の作成へと次の段階へ歩み始めています。当町の道の駅について、具体的な建設、運営の観点から、以下のことについて町長に伺いたいと思います。道の駅には、農産物、土産物等の物販販売、飲食店、コンビニなどの店舗が計画されていますが、総務省、農林水産省からの補助金事業の農産物、土産物の販売店舗と補助金の対象外の飲食店、コンビニの店舗が計画内に建設される計画となっています。補助金事業外のコンビニ、飲食店については、通常のビジネスモデルですと、銀行から資金を借り入れ、自前で用地を取得し、駐車場や店舗を建設し、日々の営業した利益の中から借入金を返済するという事業モデルをとっていると思います。道の駅に建設される飲食店、コンビニの建設費用は、補助金事業の外にありますので、こちらの店舗の建設費の減価償却について伺いたいと思います。

2点目は、同様に飲食店、コンビニの店舗が使用する駐車場やトイレ、これは道の駅全体の中で供用される部分に当たるとは思いますが、他の農業用の店舗と供用された場合に、駐車場の除雪費やトイレの水道光熱費などのランニングコストの費用分担について伺いたいと思います。

3番目は、道の駅では指定管理方式で施設を管理するという方針ですが、余り収益の見込めない物産販売所と十分に自立、自活できる収益の見込める飲食店、コンビニからテナント料金を徴収すべきであり、業種の違いがある中で指定管理方式で管理していくのは少し難しいと思います。そのことから、町が店舗を建設するのではなく、民間から資金を調達し、建物の設計建設を行い、その後全体の維持管理、運営を民間に委託する方法、PFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブ、この方式の導入について伺いたいと思います。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長 (佐藤邦義君) ただいまの高取議員のご質問にお答えをいたしますが、道の駅の償却計画についての3点の質問であります。最初に1点目の減価償却につきましては、先般11月16日に開催された仮称地域交流会館等建設調査特別委員会でもお話ししたしましたが、現在新潟県に対しまして道の駅の一体型整備の要望をお願いしているところであります。また、仮称地域交流会館等についても、詳細はこれから時間をかけて内容の検討を行い、平成29年度に実施設計を行う予定となります。現段階では、どの場所を町が整備し、負担するのか、仮称の地域交流会館の詳細設計がどのようになっていくかによって、必要経費が大きく変わってくる可能性がありますとご説明を申し上げたところであります。したがって、減価償却については、今後ある程度の事業費がわかった段階でないと試算することができません。

2番目の費用分担につきましては、道の駅の整備の仕方によって大きく変わります。一体型の整備をした場合は、町と県がそれぞれ整備した上で、共用して利用する部分のランニングコストの費用分担は、基本的には整備をしたところが費用の負担を行うことが原則であると考えますが、最初の質問にもお答えしましたように、現在新潟県に一体型で要望している段階ですので、それらの結果によっては維持管理のあり方や、あるいはランニングコストに対する費用分担方法を協議していくこととなります。

3点目のPFI方式の導入につきましては、道の駅基本構想案及び基本計画案の中でお示しをしましたが、農産物直売所、飲食施設などについては、指定管理者が行うことを基本として検討していきたいと考えております。また、業種の違いがある中で管理をしていくのが大変だのご指摘ですが、基本的にはこれらは一括で指定管理者に委託していきたいと考えております。このPFIにつきましては、この制度は民間資金等の活用する制度でございますが、十分認識しておりますが、問題も懸念されるということでもありますので、現時点での導入は考えておりません。

以上であります。

1番 (高取正人君) よその道の駅の計画等を見ますと、やっぱりそれぞれの補助金の対象に合わせて、基本計画の中でその補助金の対象とする国の機関というのですか、総務省の部分、建設省の部分、農林水産省の部分ということで、別々にそれぞれの面積や駐車場の台数という形で計画書の中にうたわれていると思います。今回町のほうで基本計画を策定するに当たって、それぞれの農林水産省の補助金である物販販売所のその駐車場の台数や面積で、そのトイレの台数というのですか、トイレの

利用数とか国のほうの駐車場、一般的な飲食店の店舗、コンビニに使われる駐車場の面積というのは、それぞれ別に算定しないと基本計画で国や県に要望が出せないと思いますので、その辺についてお伺いしたいと思います。もう一点は、コンビニややっぱり飲食店というのは、一般のところでは自活をして、ショッピングセンターとかではやっぱりテナント料という形で費用、収益が見込めるところですから、収益も利益が出ているところからは、やっぱり費用を徴収しないといけないと思いますので、そのところをもう一回伺いたいと思います。

町長（佐藤邦義君） お答えしますが、道の駅建設に対する国の補助金でございますが、先ほど申し上げましたとおり、まず道の駅を一体化で進めた場合には、ここは403号、県管轄でありますので、県の管轄で県の事業負担をして、その後の管理もというのが原則であります。それがそっくり認められるかどうかわかりませんが、大まかに言うとそういうことであります。それで、補助金についてはこれから実はヒアリングがあるわけですが、例えばご指摘の農産物には、農水省関係から補助金が引き出せることがあるというふうに私も思っておりますが、残念ながら飲食店の簡単に言えばもうけの出るようなものについては、国からの補助金というのはないというふうに今考えているところであります。

それから、もう一点は何でしたっけ。

（テナント料を徴収するかどうかというのもありますので
の声あり）

町長（佐藤邦義君） テナント料というか、それは当然テナント料というか、管理も含めてそういう契約にしていかなければいけないだろうと思って、その点について今商工会が組合を作って、対応を今重ねているところでありますので、出き次第町と補助するという事になっております。

議長（皆川忠志君） きちんと質問、議員は指名しましたら質問してください。よろしいですか。

1 番（高取正人君） 特別委員会のほうで、商工会のほうでやっている研究会は、町の管轄ということではないということなので、これから道の駅検討委員会の中に商工会のメンバーや農業協同組合、農協のメンバーが入った時点でそういうお話がされるのだと思いますが、今の時点でそういうことを含みおき、考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わりたいと思います。

議長（皆川忠志君） 答弁求めますか。

1 番（高取正人君） では、答弁をお願いします。

町長（佐藤邦義君） 検討委員会については、一応農協関係も、それから商工会の代表も入っておりますが、細かいところ今副町長に補足してもらいます。

副町長（小日向 至君） 誤解があるとまずいので、事務的な部分での説明をしますが、まず管理については指定管理者制度を利用したいことですので、今町で条例化されている指定管理者制度の算定によっていきますから、特定の業者を初めから想定しての話になりませんので、町が特定の人ともう指定管理するよという前提で走るということができないということですので、ただ町長自身がお話しされていたように、403号線バイパス開通によって、旧の部分にある商店が衰退することがうまくないということですから、できれば商工会のほうに音頭をとってもらって、その人たちがそういう指定管理者制度に乗った組織ができ上がることが望ましい部分ですから、そういう支援はできるだろうというふうに考えていますので、まず土俵に乗れるだけの組織を作ってもらわないと、議会のほうに指定管理者の提案をしたときに否決される可能性もありますので、そういう意味でありますし、もう一点、テナント料については、そういう部分では指定管理者に対して使用料をいただくという形になるのだろうなと思います。

もう一点、1つだけ説明しておきますけれども、土地の利用の目的によって台数が変わるとか計算式があるというお話しされましたが、そのとおりでありまして、実を言うと事務的にはもう計算はしてあります。ただ、これから国と折衝しようとしている段階ですので、それらについての細かい資料まで先般議会のほうには提示しなかったということですので、よろしくをお願いします。

議長（皆川忠志君） 以上で高取議員の一般質問を終わります。

最後に、6 番、椿議員の発言を許します。

（6 番 椿 一春君登壇）

6 番（椿 一春君） 議席番号6 番、椿であります。通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、3点について質問をさせていただきます。1点目は、心起園、老人福祉センターの利用時間について、2点目は道路法改正による対応の状況、3点目に地域資源活用の健康づくり、観光づくり、まちづくりというものであります。

まず1点目についてですが、心起園、老人福祉センターの営業時間についてですが、3年前よりサマータイムの営業で6、7、8の3カ月間、営業時間を1時間延長して、さらに27年度は9月も営業時間を1時間延長を実施してきました。今年は、

多くの利用者さんから1時間延長を9月も実施する要望の署名などがあり、1時間延長に応じて利用している方々からよかったというふうな喜びの声を多く聞いております。9月も終わり10月になると、来年の取り組みはどうなのでしょうということで、管理人さんなどに聞いたら、来年はわかりませんというような意見がというような回答をいただいたので、どうしようかということで今回のこの質問に至りました。

それで、私が耳にしている利用者さんの考えを何点かご紹介いたします。今、年間利用料は年間1,000円ですが、もう1,000円上げて2,000円までなら上げててもよいですか、3,000円まで年間利用料が上がるときついなとか、そういった意見が交換されております。2つ目に、年間を通じての営業時間を延長できないかという点であります。3点目に、営業時間を1時間スライド、これ開始する時間を1時間おくらせ、終了する時間を1時間おくらせ、経費の変動がないようにというふうな考えで1時間スライドさせて、終了する時間を1時間遅くできないだろうかということの敬老会なんか会合でいろいろたくさん意見が出ておると聞いております。そのまた希望する営業時間はどうかというと、やはりいろいろ多岐にわたってありまして、利用者さんは日中から利用をしたいという希望を持っている人と、また日中は健康増進なんかのために何らかしら日中活動しておるので、その日のリフレッシュとして夕方お風呂を利用したいという、そういう利用の時間帯も多様化しているのご意見がありました。

そこで質問なのですが、3点あります。1点目は、営業時間を1時間延長した成果はどのような成果がありましたでしょうか。2つ目に、閉館時間を通年で1時間延長した場合、経費はどれくらい増加するのでしょうか。3点目に、この経費の増加分に対する受益者負担の考えなどはあるのか、お聞かせください。以上の3点について、町長の見解をお聞かせください。私は、老人福祉センターにはカラオケ等がありますので、日中の活動も活発でありますので、心起園のお風呂が主のものであるものと利用形態が多少違うので、時間の設定なんかは分けてもいいのではないかとこのように考えております。

次に、2点目ですが、道路法の改正による対応の状況です。平成25年に道路法が改正され、道路の維持管理を目的とし、道路ストック総合点検実施要綱、橋梁、道路のトンネル、舗装、道路標識、照明などが示されています。この法律の改正は、24年の12月、中央自動車道の笹子トンネルでの天板落下事故を受け、道路の維持管理を5年サイクルで実施する法律の改正であります。このたびも国土技術政策総合研究

所へ加茂市・田上町消防衛生組合の視察に行ったとき、鉄筋コンクリートは劣化するのだという問題が上がっておりましたので、安心して暮らせる町、災害に強い町として、今の現状を知るためにも点検は重要と思われまます。

そこで、4点にわたり質問いたします。1点目は、国、県の指導、具体的に示されているのでしょうか。2点目は、町道、林道、橋、トンネル実施計画の作成状況、実施済みの項目、今後の維持管理に対する考え方をお聞かせください。3点目に、あじさいトンネルの点検についてどのようにお考えでしょうか。4点目に、5年サイクルの点検の実施についての考えはどのように考えておられますか。以上の4点について、町長の見解をお聞かせください。

次に、3番目の地域資源の活用の健康づくり、観光づくり、まちづくりについてであります。当町の地域資源の1つに、山林があります。この山林を活用した健康づくりのために、運動する人口が増えてきております。マラソンですとかジョギング、山歩き、野山を走るトレイルランなど、子どもから高齢者まで幅広い年代で活発であります。今年胎内市にトレイルランコースが常設され、私も走ってきました。数年前には、当町の護摩堂山でもトレイルランの講習会が行われていたそうです。先月護摩堂山、紅葉した落ち葉が敷かれている山道を歩いたり、走ったりしていると、本当に気持ちがいいものであります。また、新たに峰に沿ったコースの新設や温泉の入浴等、これらをあわせることでものすごい観光資源になると思えますし、この大切な資源を眠らせておくのはもったいないと感じております。

当町では、今地域交流会館併設、道の駅基本構想が組み立ち始めています。コンセプトとしては、近き者が喜び、遠き者が来るとあります。その中に、観光のつながり、地域資源のつながり、農業とのつながり、商工業とのつながり、地域福祉とのつながり、行政機能とのつながりと多岐にわたっております。まちづくり構想の現段階では、核となる場所の整備として基本構想が組み立てられ始めております。私の考えであります、町全体を見て先ほどの観光、地域資源、農業、商工業、地域福祉、行政の項目が機能されるように、町全体にわたるまちづくりを構想してみたいかがでしょうか。また、さらに広げて県央地域でこの田上町、隣接する市町村、特に新潟市と田上町との観光ですとか地域資源、農業、商工業、地域福祉、行政の資源などを活用し、田上町の魅力をどのように発信していけるのでしょうか。10年先、20年先の人口の変化を見て、町に産業を興す施策が必要と思われまます。地域資源と農業事業、地域資源と観光、地域資源と福祉、地域資源と商工業、いろいろありますが、今回は地域資源と観光ということで野山、山林、観光を一例に取り

上げましたが、また自然を活用した健康づくりこそ地域資源と福祉の発展になると思います。地域資源を活用した田上町の将来の青写真を描く協議会などを設置してはいかがかと考えております。

焦点を絞って質問いたします。質問は、3点あります。農林活用と観光資源を活用した点から活用できる国、県の助成金はありますか。2点目に、遠き者が来て町に金を落とすことができ、町が豊かになれると思いますが、核となる場所は今道の駅ということで構想されておりますが、町全体にお金を落とすための附帯する開発構想の立案が必要と思いますが、これに対し町長の見解をお聞かせください。3つ目に、野菜の直売所の規模、町の農家の方がこの直売所でどれだけの売り上げを期待しているか、調査は済んでおりますでしょうか。この町民の期待に応じてこそ、近き者喜びというふうになるのだと思います。

以上、この3点が質問ですが、質問に関連した私の考えを少し述べたいと思います。以前から町の中で観光拠点の点からゾーン化というふうに構想が検討されたり、農商工連携、6次産業化、あと観光集客のテレビコマーシャルなどいろいろな施策が実施されてきましたが、私にはどうも一つ一つがスポット的な施策のように感じております。また、今回の道の駅もスポット的な位置づけにならぬように、町の全体で見たときの位置づけ、近隣町村の全体の中での位置づけ、もっと広い範囲で検討してみてもどうかというものを考えて、この3番目の地域資源活用の健康づくり、観光づくり、まちづくりをテーマにした質問をいたしました。

最後に、まちづくりに欠かせないことについて2つ提案したいと思います。やはり町全体に落とす、附帯する開発構想を立案することが必要であると思います。2つ目に、20年先の人口変化を見て、町に産業を興す施策が必要であると思いますが、この2つを実現させることにより、豊かな暮らしやすい田上町になるというふうに思います。

以上のような私の考えでこの質問をいたしました。町長の見解をお聞かせください。以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの椿議員のご質問にお答えいたしますが、最初に心起園、老人福祉センターの利用時間についてであります。6月から8月までの夏季期間に試行的に実施していた利用時間の延長、あるいは今年は9月まで拡大しました。時間延長したことによる成果ということですが、施設利用者の利便性の向上には寄与できたかとは思いますが、それにより利用者が増加したということにはな

かなかならなかつたというふうに思っております。利用者の増加策としては、町広報紙等による施設のPRとともに、試験的に今年3月に無料開放したことが効果的であったと思っております。老人憩の家、心起園では、4月から10月までの1カ月当たりの平均利用者数は2,024人、昨年に比べまして358人、20%以上の増加となりました。老人福祉センターのほうの1カ月の平均利用者数は1,718人で、昨年に比べまして173人、10%以上の増加となりました。また、時間延長した午後4時以降もお風呂を利用されている方は、心起園ではおおむね10名程度、老人福祉センターでは5名程度と聞いております。

なお、利用時間を通年延長した場合の経費の増加見込み額ということではありますが、施設の管理人の勤務時間延長の賃金としては、両施設合わせると年間で70万円ほどであります。しかしながら、それを短絡的に受益者負担に直結するべきものであるとは思いません。使用料については、近隣の同種類施設やほかの町の公共施設とのつり合いなど総合的に判断した上で、必要に応じて今後見直しを検討すべきものと思っているところであります。

次に、道路法改正による町の対応状況についてのご質問であります。一つ一つの質問に関連がありますので、一括でお答えをいたします。平成25年9月に道路法42条が改正されまして、政令によりますと道路の維持点検措置を講ずることが規定され、また翌年、26年7月には政令で国土交通大臣が制定する命令によりまして、トンネル、橋梁、それから損傷、腐食、その他の劣化などの異常が生じた場合に道路の構造または交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるものについては、定期的点検が規定されました。その内容であります。国が示す定期点検基準は、要領によりますと5年に1回近接目視を基本として実施し、健全性の診断結果を1健全、2予防保全段階、3早期措置段階、4緊急措置のこの4段階に実は区分されることになっております。また、結果については、国、県、市町村で構成する新潟県道路メンテナンス会議において取りまとめの公表するとともに、国土交通省へ報告することになっております。当町における該当物件については、橋梁が180橋、トンネル1カ所でありまして、点検作業として今年度も含め、平成30年度までの順次交付金事業、補助率10分の6であります。交付金を活用して、全ての箇所点検と不具合があれば修繕することになっております。なお、これらの作業は5年サイクルで、将来にわたり繰り返して行っていくということになっております。

次に、地域資源活用の健康づくり、観光づくり、まちづくりの関連で、森林活用と観光資源開発の観点から国県の補助金があるかというご質問であります。確か

に数年前に護摩堂山でトレイルランの講習会が行われたようです。その後、町に新潟トレイルラン委員会のほうからそれらの心得を書いたチラシを護摩堂登山道に掲示してほしいという、こういう願いがありました。護摩堂山は専用のコースではなくて一般の登山者が多く登っておりますし、まして下りとなると勾配がきつい箇所も多くありまして、一般登山者も含め大変危険であることから掲示はしていません。議員も参加した胎内市に聞いたところ、もともとあった遊歩道約2キロメートルを市で整備し、今年コースのお披露目として大会を開催したと聞いております。整備は、給付金をもとに行いまして、国県の補助金など一切もらっていないということでありました。護摩堂山周辺のコースの整備は、今のところ考えておりませんし、護摩堂山を使つての協議会も一般の登山者の迷惑になり危険でありますので、考えてはおりません。やはり楽しいものであれば、近くのトレイルラン専用のコースのある場所で思い切り楽しむのが一番ではないかと、こう思っております。以上のことから国県の助成金については、調査をしておりません。

次に、附帯する開発構想の立案が必要との質問であります。現時点においては道の駅や原ヶ崎交流センター以外に何かを行う具体的な構想はありませんが、議員の言われる町全体の活性化を図る必要は十分に必要だというふうに感じておるところであります。今後は、国道403号バイパスの開放を視野に、新潟市との新たな交流や道の駅を核とした既存施設との連携あるいは町全体の活性化を検討する上で、椿議員のご意見も参考にさせていただきたいと思っております。

最後に、道の駅の農家がどれだけ売り上げを期待しているか調査済んでいるかということですが、先日の議会特別委員会でも説明申し上げたとおり、現段階では直売所の管理運営方法や建物の具体的な形も決まっておられません。そういうことで、道の駅の管理運営方法については、基本構想案で示したとおり、指定管理者制度を基本に考えておりますので、指定管理者が確定しないと直売所での具体的な出店内容等が確定しづらいと、こういう状況でありますので、今後検討を重ねていくということになります。

以上であります。

6番（椿 一春君） 回答いただき、ありがとうございます。

心起園のことですが、4時以降の利用者さんが今のところ10名程度ということで、割と少ないのかなというふうに感じておりますが、やっぱりこれからますます元気な高齢者がいつまでも健康でいてくれるということが介護保険なんかの負担の抑制にもなったり、健康保険、そういったものの抑制にもなりますので、ぜひ利用者、

受益者負担の経費増加分70万円を全て受益者負担とする考えはないというふうに聞いておりますが、やはり適正な年間利用料の改正がされても、1時間でも延長してくださいというような強い要望でおりますので、その辺がもう少し来年度はこういうふうにするというものを明確に回答いただければというふうに思いますので、再度質問いたします。

2つ目の道路法改正に関する質問であります。25年から30年にかけて5年間、5年サイクルで町の施設が一巡点検されるということですが、10分の6の補助事業で今点検で一般社団法人の県の道路何とか組合ですか、そういったところに一括して事業委託している町村もあれば、田上町ですとこの点検作業というのはどういうところでやられているのか、あとこの前のやっぱり今日視だけでいいというふうに言っているのですが、やはり目視ですとわかるものとわからぬものがあるので、そのような専門的な所見ですとか技術の持っているような、どのように具体的に点検業務がされているのか、再度質問いたします。

あと次の森林を活用しての質問であります。今現状の護摩堂山の登山道のところを走るコースにというふうな趣旨で言ったわけではありません。あっちの大沢峠からぐっと峰を渡って……

(何事か声あり)

6番(椿 一春君) その遊歩道ですとか、ああいったところは結構とてもいい環境でありますし、まだいいトレイルランの方ですと、今そのトレイルランの普及されているところは、歩く人たちと交差するときは必ず歩いてかわしてくださいというような、そういったルールのもとで、共存共栄でないですけども、そういったことでスポーツを楽しむというふうなのをルールづくりをしてやっていますので、あくまでも暴走族のような走り方ではないので、ただ田上というのはとてもいい山ですか、森林の財産があるので、そういったものを有効に活用してはいかがという対応であり、そのような趣旨の提案であります。そういったことで森林観光とか助成金は調査しませんでしたということなのですが、やはりこの道の駅を核とした全体を見渡した開発には、やはり田上ですとこの森林の山ですとか、あと田上町と近隣の広域的な観光開発、そういった観点からも今後協議会を設置して、この田上町の観光、あと情報発信、最後には田上町にお金を落とす、遠くから人が来て、田上町にお金を落としてくれる人がたくさんいることによって豊かな町になると思いますので、こういったせっかく道の駅の開発が今計画されているので、それに付随する町全体のお金を落とす仕組みづくりなんかについても協議会を設置してみたいかが

と思いますので、その考え方についてもう一度再度繰り返し質問いたします。

以上、3点であります。

町長（佐藤邦義君） お答えしますが、心起園あるいは老人福祉センターの時間延長については、以前にもお話ししたと思いますが、利用者の方から要望が出ております。それは、時間延長の件と年間の利用料を上げてもいいから時間延長してほしいと、こういうようなことでありました。特に夏の間は時間延長してほしいというような要望がございましたので、これは当然検討して、来年度どうするかはいろんなこと、例えば無料開放もしたりいろいろ調べたりしておりますので、検討していきたいと思っております。

道路法の改正によりまして、5年サイクルで点検するというのは、今年度分終わっておりますので、行ったことについては地域整備課長から説明をさせます。

3番目のトレイルランの道路整備については、私ども今回の答弁では護摩堂山のことしか考えておりませんでしたので、確かに登ってみると急なところがありますので、走っている方も何人もいますが、護摩堂山以外の場所、何でしたっけ……

（中部北陸の声あり）

町長（佐藤邦義君） 中部北陸道というのがあって、町も整備はしておりますので、この広域圏で使えるような協議会ということではありますが、ちょっと研究させてもらって対応していけるものには対応していきたいと、こう思っております。

地域整備課長（土田 覚君） 私のほうから、2つ目のところのご質問で、どういうところでどういう業者に発注しているのかというご質問でございますが、私ども田上町につきましては、新潟県がある程度30市町村を取りまとめて、まず1つの枠を作って、一括して新潟県技術センターという専門の一般財団法人でございますが、そこに委託をしております。点検の内容ですが、先ほども町長申したとおり、国が示す定期点検基準及び要領により行っておるところでございます。なお、参考でございますが、本年度は橋梁34カ所を点検しております。

以上でございます。

6番（椿 一春君） 外野がちょっとうるさくて、橋のところでも聞いたかったのですが、とてもいい回答ありがとうございました。ぜひ心起園は前向きなことでいただけるということで、大変ありがとうございました。

あとやっぱり質問しなければよかったです。大変失礼しました。

以上で終わります。

議長（皆川忠志君） 以上で椿議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。
これをもちまして本日は散会といたします。
大変ご苦労さまでした。

午後2時19分 散 会

別紙

平成27年 第5回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第1号 平成27年12月8日（火） 午前9時30分開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開会（開議）	
第1		会議録署名議員の指名	8番 9番
第2		会期の決定	8日間
第3		諸般の報告	報告
第4	同意第5号	田上町固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意
第5	議案第46号	指定金融機関の設置について	付託
第6	議案第47号	田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	付託
第7	議案第48号	田上町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について	付託
第8	議案第49号	田上町入湯税条例の一部改正について	付託
第9	議案第50号	平成27年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について	付託
第10	議案第51号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について	付託
第11	議案第52号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について	付託

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	議案第53号	新潟県市町村総合事務組合理約の変更について	原案可決
第13		一般質問	
		散会	

第 2 号

(12 月 9 日)

平成27年田上町議会
第5回定例会会議録
(第2号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 議 平成27年12月9日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 高 取 正 人 君 | 8番 | 熊 倉 正 治 君 |
| 2番 | 笹 川 修 一 君 | 9番 | 川 崎 昭 夫 君 |
| 3番 | 小 嶋 謙 一 君 | 10番 | 松 原 良 彦 君 |
| 4番 | 皆 川 忠 志 君 | 11番 | 池 井 豊 君 |
| 5番 | 今 井 幸 代 君 | 12番 | 関 根 一 義 君 |
| 6番 | 椿 一 春 君 | 13番 | 泉 田 壽 一 君 |
| 7番 | 浅 野 一 志 君 | 14番 | 小 池 真一郎 君 |
- 4 欠席議員
な し
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|---------|---------|-------------|---------|
| 町 長 | 佐 藤 邦 義 | 産業振興課長 | 渡 辺 仁 |
| 副 町 長 | 小日向 至 | 町 民 課 長 | 鈴 木 和 弘 |
| 教 育 長 | 丸 山 敬 | 保健福祉課長 | 吉 澤 深 雪 |
| 総 務 課 長 | 今 井 薫 | 会 計 管 理 者 | 吉 澤 宏 |
| 地域整備課長 | 土 田 覚 | 教 育 委 員 会 長 | 福 井 明 |
| | | 事 務 局 長 | |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 中 野 幸 作
- 書 記 渡 辺 真夜子
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前9時00分 開 議

議長（皆川忠志君） 改めておはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付しております議事日程第2号によって行います。

直ちに議事に入ります。

日程第1 一般質問

議長（皆川忠志君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に、10番、松原議員の発言を許します。

（10番 松原良彦君登壇）

10番（松原良彦君） 議席番号10番、松原でございます。一般質問を行いたいと思えます。

1番ということでなかなか緊張して、おはようございますという言葉も忘れ出発しそうになりましたので、改めておはようございます。大変今日は緊張しております、よろしくお願いいたします。

私は、今回町長に2点について質問を用意いたしました。新加茂病院の全面改築は早期開院を第1に、2つ目に本気を出して取り組むべき人口減対策についてお伺いしたいと思います。

はじめに、新加茂病院の全面改築は早期開院を第1にということで、通告文章に従ってお話させていただきます。現施設の老朽化が著しく、新しい耐震基準を満たしていない状況であることから、できる限り早期改築、開院を要望してきたところへ平成25年2月県議会において泉田知事が加茂病院については老朽化により早急な改築が必要なことから、現在地で建て替えと表明されました。知事の後押しの発言もあり、その後整備基本計画の検討やら住民説明会、加茂市長より幾つかの要望書や意見書などがありました。平成27年1月には、県より加茂病院基本設計の概要が

公表され、その後加茂市、田上町より病児病後児保育施設の要望書なるものが出されたり、完全5階建て等10項目の要望など数多くの話し合いが行われてきました。また、その間に加茂市長より関係者に病院局長とのコメントなどその都度の内容が説明つきでお手紙をいただいたことも事実であります。

しかしながら、内容においても県病院の基準、条件を超脱しての要望は県議会として認めることはないと思います。私個人的には、趣旨においては賛同する内容もありますが、結論を出すに至っておりません。

我が田上町議会も県病院局と加茂市長との円満な話し合いがつかないことなどから余りにも紆余曲折で時間がかかり過ぎることなどから、県知事に直接予定どおり開院できるよう町長とともに意見書を出してきたところでございます。

また、加茂市民の中でも市長派に賛同する人たちと新加茂病院の早期着工を求める会の双方が署名合戦を打ち上げるなど事態は混迷をきわめ、收拾がつかない暗礁に乗り上げた状況を何とか打破する方法についてお聞きするとともに、私を含めて田上町町民の声なども聞いていただきたいと思っております。

1つ目、佐藤町長から強く仲裁の役を担って円満なる解決をしていただきたい。これが1点目。

2点目に、一定の日時、線引きを設けて県当局と加茂市の話し合いが決裂した場合、大きな心と大きな意味での病院群輪番制で田上町に県立病院を建てる方法論を決着してはどうか。これが2点目でございます。参考までに、加茂病院の敷地面積1.3ヘクタール、本田上工業団地約6.35ヘクタールの面積を持っています。

次に、追加の要望でございますが、これは町長に了解をもらっておりますので、お話しさせていただきます。

3点目に、大変恐縮ではありますが、この質問要旨は11月26日で締め切っている関係上、今日まで2週間の空白があり、誤解を招かないためにもう一つ追加をお願いいたします。それは、きのう12月8日の某新聞にて小池市長の談話による病児病後児保育施設の加茂市案に関して言えば、佐藤町長も県が認めるならば一番よい案だと評価しているとの報道が載っていました。記者さんもICレコーダーを使用しているはずですので、間違いはないはず。小池市長案に同調することは、なおさら早期開院がおくれを招くこと自体につながると思っております。この件について、コメントだけひとつお願いいたしたいと思っております。この新聞でございます。ここに載っております。

次に、2点目でございます。本気を出して取り組むべき人口減対策についてでござ

ざいます。このことについては、前から一般質問等でもお聞きするなど農業や災害、生活など私が議員として一番力を入れている町民の一人として、常に頭から離れられない言葉でございます。特に人口減対策については、今回長野県へ社会文教委員会のメンバーで視察研修で大きく心を動かされたことから、再質問と言えるが、お尋ねいたします。

今日本中が地方創生で子育て支援等、国立社会保障・人口問題研究所が出した消滅可能都市発表から突然にこれは大変なことになると大騒ぎして、自分たちの住んでいる生活圏のあれこれは一番よく知っているはずなのに他人から言われるとはっと気づく日本人のこっけいな一面が出ております。

我が田上町は、10年前の町村合併の道から離脱し、自立した単独のまちづくりを推し進めて邁進してきましたが、そのころからこの人口問題は予想されている、あったかと思えます。

先般、10月19日の議員全員協議会で田上町総合戦略について会議に示された人口ビジョン、今後のことを思うとあの富士山の山を後ろ向きに登るような気持ちで、重大な覚悟が必要、必須であると私は考えています。

平成26年6月議会において一般質問の中で少子化対策を質問しましたが、今回はその続編の意味を含めて改めて町長に現状の分析や今進めている政策など進捗状況をお尋ねいたします。

1つ、ここ近年年間田上町は100人くらい前後の人口が減り続けております。この状況をどう把握して、そのための対策を打ち出していますか。

2つ目に、我が田上町は、県内でワースト1とも言われている出生率の低さ、20代、30代の人口減対策については政策が手緩いのではないかと。もっと強い方向を打ち出してほしいと思っております。

以上、この2点についてお伺いしたいと思えます。

1回目の質問終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの松原議員のご質問にお答えしますが、最初に県立加茂病院の全面改築は早期開院を第1にとのご質問であります。最初にこれまでの経過を少し説明をいたします。

県では、事前に加茂市、田上町の住民に対しまして全面改築の説明会を実施して、ほとんど異論もなく終了したと聞いております。これらのことを受けまして、建設計画に着手したと聞いております。その時点では、病児病後児保育施設の設置要望

を出していませんでした。この施設の設置についての要望は、ご承知のように田上町から加茂市長に提案し、加茂市長とともに一緒になりまして県知事に面談して要望書を出したものであります。県知事からは、設置の内諾を得られたと思っていました。それ以後のことについては、マスコミの報道のとおりであります。県の案が発表された後に加茂市長から加茂市案が示され、その後8月の7日に当町に来町されましてこういう案を説明しましたというそういう説明を受けたわけであります。

病児病後児保育の予算についてであります。そのときは主に場所よりもこの予算のことについての話になりましたが、当初は12定員で、病児が5人、病後児が5人の院内設置で約8,000万円強だというようなことで、加茂市が約五、六千万円、田上町は二、三千万円の負担でできるとのことでありました。そういうことで、これは報告でありました。それで、8月24日には、加茂市長は県へ加茂病院改築に関する当方の論点という書類を示して要望書を提出したわけであります。その後11月12日に県は、新たに病児病後児保育施設についての3カ所を示しまして、結論として敷地内に設置することが望ましいという提案でありました。それを受けまして田上町は、全員協議会で説明申し上げて議員の意見をお聞きし、懸案の敷地内建設であれば建設費が六、七千万円程度であるという試算と加茂病院の開院に影響がないことから県の案に同意をしたものであります。その後県の案に対して、加茂市長は11月24日に北窓副知事に面会され、改めて加茂市案を提案、提出されました、皆様のところにも多分届いていると思いますが。その県に提出した案の説明に11月の30日に再度役場へ来庁されまして、北窓副知事との面談内容を報告されましたが、結果としては具体的な成果がなかったようでありました。また、病児病後児施設の設置場所についての加茂市案についても説明され、その内容は今まで県が提案していない方法によってでありました。1階で正面に向いて左側のところの本館に接続されていますので、利便性の上では敷地内とほぼ同じであるというふうに私は思いました。

しかし、私はもう既に県が示した案で了解しておりますので、あくまでも加茂市長にはこの加茂市案は県が了解し、また建設時期にも大きく影響しないという条件を前提にした場合は、これは再検討に値する提案ではないかと、こう思ったわけでありました。いずれにいたしましても、町民の多くは早期開院を願っておりますので、一刻も早く建設が進むよう私なりに努力してまいりたいと思っております。早期開院については、加茂市長も当然であるというような意見を述べておりました。

次に、県と加茂市との話が決裂した場合、田上町に県立病院を建設したらとの提案でございますが、現段階ではご承知のように農工法で建設しました工場用地であ

りますので、法的にもクリアするには数年かかるというようなことを前々から県のほうから話がかかっているところでもありますので、県の都合もあると思いますので、田上町の一存で言える話ではないと考えております。いずれ今後円満な解決になるように努力をしてみたいと、こう思っております。

最後に、本気を出して取り組むべき人口減少対策についての質問でございますが、これもご承知のように当町の人口というものは、平成12年をピークに減少を続けておまして、確かに毎年100人ぐらいずつ減少をしております。高齢者人口の増加する一方で年間出生率は70から80人でありまして、近年出生数と死亡者数の差し引きによる自然減が70から80人の自然減となっております。また、平成14年から転出が転入を上回る社会減の状況が続いておまして、特に20代から30代前半の転出が目立っております。これは、進学とかあるいは就職による転出や結婚等による転出が主な要因であります。地域別で見ますと、県内では新潟市あるいは県外では東京、県で転出が多く、転出しないまでも勤務の関係で新潟市、三条市に働きに出る人が多いということがわかってきました。

以上のことも含めまして、田上町人口ビジョンにおいて人の流れの分析をいたしまして、田上町の現状の強み、それから弱みを把握し、人口減少対策に特化した計画が実は田上町の今回の総合戦略になります。

具体的な事業としましては、雇用を確保するため本田上工業団地への企業誘致、補助金であったりあるいは子育て世帯向けの住居を確保するために民間賃貸住宅建設補助であったり、結婚を機に転出するのではなく、田上町で子育てをしたいと思っただけのような結婚あるいは出産、子育てまでの一環した支援であったり、そして県内外における田上町自身の認知度を高めるPRを行うなどさまざまな人口減少対策を盛り込んでおります。既に実施している事業は、引き続き実施をいたしまして、新たな事業は関係機関、団体など調整を図りまして、制度設計なども含みまして、平成31年までの間に準備が整い次第実施してまいります。また、田上町総合戦略は、町だけで全て行うのではなく、事業所、企業、農業関係などの産業界、教育機関、それから金融機関、そして国、県、そして町民と一緒に取り組んでいかなければならない計画であると考えておりますので、それぞれの機関と連携しましてそれぞれできることを行いまして、みんなで一緒に取り組んでいきたいと、こういうふう考えております。

全国的にも人口減少が続く中で、45年後には2060年において8,022人で食いとめたいと。社人研では5,126人となっておりますが、8,022人で食いとめ、そのためにも20代

の若い世代や子育てをしている若い女性が町にとどまるように人口減少対策の一つ一つ取り組んでまいりたいと思っております。

以上であります。

10番（松原良彦君） 2回目の質問をさせていただきます。

ただいま町長は、大変詳しい説明、私の足りない部分も説明していただきまして、大変ありがとうございました。私も町長の言うことは本当にもっともだと思し、今できる精いっぱいのことだったというふうに感じております。

しかし、この加茂病院についてももう少し追及させていただきたいと思えます。そもそも新潟県加茂病院基本整備計画というものができたときには、皆さん賛成の意向で走ってきたわけですが、これは大変よいことが書いてありまして、1つ目は位置づけと役割、2は基本方針など8項目から成っています。その8番目には、平成29年度建設、開院とうたわれております。もう2年後の末にはできていると、できますと、こういうすばらしい案でございます。これがおくれるということは、いろいろな方面に影響してくると同時に、町民もできないことがわかると大変落胆、がっかり、それこそ希望を失う人も多く出てくるかもしれません。この意味合いから言っても、私はぜひともこの案、県立病院は早急に建てていただきたいというふうに私は思って一般質問をしているわけでございます。

しかしながら、なかなかそうもいかないのが現状でございます。加茂の小池市長の頑張り、これはもっともなところもでございます。本当にしてもらいたいことも書いてあります。しかしながら、自分の家に例えてみれば、財布以上のものはやっぱりいろいろ考えていかなければならないと思っております。

そういう意味において、私が考えてきた質問の中に病院群輪番制というような言葉を私は辞書の中から考えてきました。これは、個人的持論でございますので、少しでも皆さんから聞いていただきたいと思えます。

病院群輪番制病院運営事業、これは地域内ブロック、ブロックの病院群が共同連携して輪番制方式により休日、夜間、祝日等に重症、急患患者の診療を受け入れる体制を整備する事業でございます。今も応急病院とか日曜、祭日対応の病院が順番になっておりますが、その順番ということに私は着目して申し上げるわけでございます。

なぜこういうことかといいますと、今加茂市の人口は2万8,787人、田上は1万2,353人です。加茂市のほうが倍以上でございます。そして、今現在加茂市と田上町は、一部事務組合をつくりまして焼却場、斎場、し尿処理場を維持管理、共同

利用しております。もともと加茂市の千刈3丁目付近に斎場や焼却場がございました。これは、加茂市の敷地内でございます。田上に近いこともございますが、一応加茂市の地所になっております。この斎場、それから焼却場は、どこの市町村、どこのところに行っても皆大変嫌がる、来てほしくない、こんなものは私のところではごめんだ。今の原発のあれに似たようなものでございまして、絶対反対でございます。これが約35年前ぐらい、今新しい焼却場は35年ぐらいたっておりますが、この昔の施設が老朽化や性能の悪さから建て替えをしたわけでございます。この2施設が田上町に決まったときは、私たち町民は猛烈な反対をしたわけですが、もうこんなものは嫌だと。特に私たち保明地区は、今も現在そうでございますが、あの煙が流れてくると何かしょっぱいような風が舌に感じられます。そのぐらいすごい今影響を受けております。その施設を35年前に田上町は引き受けたわけでございます。このことからして、お互いに譲り合い、協力し合い、助け合うことが大事なことはないでしょうか。今度この県立病院、加茂病院は、田上町につくることは私は皆さんそういうことを思えば余り加茂の人たちも自分たちの悪いものを田上町で処分してくれるのだということになれば、そう大きな反対はないのではないかと私は考えております。

逆に、もう四、五十年たてばまたこの加茂病院も古くなりまして、改築の話が出てくるかと思えます。私は、そのときはそのときのことを夢に思って考えているのですけれども、病室は入院すれば1人完全個室、窓やカーテンはボタン1つで開く、椅子に座れば自動的にボタンを押せば診察室まで1人で勝手に椅子が動いて乗っていくというようなこと。それから、原子力防災に対しても、強い施設を作っているはずだと思います。そうなったときには、今度は加茂市さんに積極的にどうぞお作りくださいと譲ってやる方法もあるのではないのでしょうか。今は、田上町、旧小須戸町、五泉方面など総合医療の空白地帯になっております。加茂市は、それでも三条に近い分何かと便利でありましょうが、この田上町近辺、小須戸、昔の村松あたりは本当に総合病院に欠けて皆さんが難儀している場所でございます。とりあえず県の病院でございますので、そこを譲り合ってほしいというような考えを私は少し持っております。

そんなことで、先ほどもお話ししましたように、町長からよく調整案しっかりまとめて、1つにまとめた案でなければ県のほうも対応しかねるというような話になっておりますので、そこをまとめてもらいたいと思えます。これは、あくまでも加茂市のほうから、県知事の意向もありますので、まず一番は加茂市にできること

が最善だと私は思っておりますが、もしできない場合は第2案も頭の中に入れておいたほうがよいのではないかと思っております。

そうした場合田上町は、今町長も工業団地の地目変更はなかなか難しいというようなお話でございましたが、本田上の工業団地は6.5ヘクタールですか、そんな中で加茂病院を作る1.5ヘクタールくらいの用地は楽に何とか捻出できるのではないのでしょうか。そこのところもお聞きしたいと思います。

次に、人口減少対策についてお聞きいたします。ただいまは、町長はいろいろな人口増対策についてお話されました。私は、それを、先ほど全協でのお話もしましたけれども、この案では手緩いと、こういう発言をしております。何とかもっと新しい、もっと奇抜な、もっとすばらしい案が考えつかなかったのかと私も含めて反省しておりますが、その中で今回南箕輪村でいろんなお話し合いの中で、そしてまた出席してくださった課長さんの顔などを見ていまして、私たちとちょっと違うなというふうに感じました。それは、南箕輪村では子育て支援策、人口増加策については、子育て支援課、課になっているわけです。もうそういう課が設けてある。これは、女性課長を採用しています。

それから、御代田町でもこれも人口増の町でございますが、これも女性の登用をしております。このことから、私は女性を大事に育てる村は活気があり、人口増につながる、そういうふうに解釈して帰ってきたところでございます。

それで、私の提案でございますが、女性に優しいまちづくり、女性が住みよいまちづくりとして、女性を取り巻く環境づくりを整備し、ターゲットを女性に絞り、今町が策定中の道の駅駅長、道の駅長など、図書館もできますので、図書館なども全て女性を採用してはどうか。そうすることによって女性の職場がまた増えます。そして、いろいろ1年間一緒に会議をしてくる中で、工業団地の話でございますが、何かというと工業団地は工場、工場、大きな工場というような声が聞こえてきました。私は、女性を多く採用している企業など優遇するとか女性に優しい企業を選考した経過はあるか。その点を1回聞いておきたいと思っております。

以上、2回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） それでは、今ほどのご質問にお答えしますが、最初のご質問はいわゆる加茂病院の建設用地のことについてというふうにとり受けておりますので、お答えしますが、建設用地につきましては、1つは今ほど議員ご指摘のように、加茂病院の場所は県は現状のとおりだというふうな方針でありますので、それが第一だろうと、こう思っておりますが、実際にはこれから話をして、私ども市長と話も

する中で、実は新聞でも報道になりましたように、病院局の部長のほうがつい最近の新聞では加茂病院の考えをよく聞いて、それを理解できるようにというようなことともう一点は病児病後児の施設については、加茂市と田上町の合意があることがまず第一だと、こういうようなことで、実はこれは副知事と電話で話したときもそういうことを言うておりました。そういうことを言うておりましたので、そういったところが今問題になっておりました、県のほうは加茂病院の市長の説明が県議会の皆さんにとりまして納得いく説明がなるかどうかと。その辺あたりの問題になっているのだらうと、こう思っております。

そういうこともありまして、今時期で県立病院を加茂に誘致することは、実はこれは誘致することによって田上町にとっては経済効果がかなり大きなことになるというのは当然想定されますが、現状では今の時期ではないだらうと、こういうふうに思っております。

それともう一点は、前にお話ししましたように、法的な問題で、例えば目的外使用ということになりますと最低でも2年は変更にはかかるということで、2年ということになりますとここ27年、28年、30年ということになるわけでありますので、そのぐらいおくれるということはいいかどうかちょっとわかりませんが、その辺あたりもこれから研究していかなければいけない問題だなというふうに思っているところであります。

2点目の人口減少対策につきましては、これも再三繰り返しておりますように、雇用の場を確保するためのやっぱり企業誘致が1つとそれから若者の住居の問題、住まいの問題、それから子育て支援というこの3点でやはりしっかりとした基本的な考え方を進めていくということにしているところであります。そういったことで、なかなかそれにしても難しい問題が多いわけでありますが、先ほど最初の答弁で申し上げましたように、そのための対策は幾つか作ってきておるわけでありますので、これからの私どもの努力を見てもらいたいと思っておりますが、正直言いました人口減に対する具体的などかあるいは効果的な方法というものは、国、県見ても余りいいこと書いてありません。というのは、余り効果的なことは書いておりません。断片的に国の考える高齢者を引き受けるとか、そういったところを手挙げたところは補助金出すと。そういったことでございまして、果たして田上町に高齢者を呼ぶことがいいかどうかということも検討しますと、国のとっている案が本当にいいかどうか問題でありますし、企業を地方にということも本来であれば国が一番しなければいけないことだと私は思っておりますが、それに対しても条件が十分に

あるかという、田上町の場合はそうならないというようなことを思っておりますので、私ども今申し上げました企業誘致、それから若者の住まいの、それから子育て支援。一言で言えば、子育て世代にもかなりの、これから町が検討しなければいけないことですが、例えば子育て、医療費の問題とか保育の問題については、かなり財政的な支援をするということが私は近道だろうと、こう思っております。

今日の新聞にもやはり医療費への無料とかそういったことも近隣の市町村でもそういう考え方をしているようでありますが、ぜひそういうようなこともこれから研究させてもらいたいと思っております。

この女性登用についてということでございますが、女性の働く場所ということについては、そういった細かいところのどういう企業が来てくれればいいのかということについては、正直言ってまだ十分に検討しておりません。議員がご指摘のように、女性の働く場がしっかりしているということは、それは子育てあるいはそういったことで効果的であると思っておりますので、今後研究していきたいと、こう思っております。

以上であります。

10番（松原良彦君） ただいまは、町長より大変私の期待した言葉が出てきておりますので、私はこの質問がよかったかなというふうに思っております。

以上、3回目の質問をこれで終わります。

議長（皆川忠志君） 答弁はよろしいですか。

10番（松原良彦君） 結構です。

議長（皆川忠志君） 以上で松原議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前9時40分 休 憩

午前9時55分 再 開

議長（皆川忠志君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を行います。

11番、池井議員の発言を許します。

（11番 池井 豊君登壇）

11番（池井 豊君） おはようございます。11番、池井、一般質問させていただきます。

今回は、3点について一般質問させていただきます。1つは観光事業について、それからもう一つは道の駅、直売所、6次産業支援について、それから消防団員の確

保についてです。

先回9月の一般質問、9月定例会の一般質問で田上町の基幹産業は何かというような質問をいたしました。議論いたしました。やはり工業が一番の数字の上では多く、農業は数字の上で低いけれども、やっぱり田上にとっても大事な産業であるというふうに認識したところであります。

しかしながら、私はその質問をして後からじっくり考えてみると、これから可能性を感じる、急成長の可能性を感じるのは何であろうかと考えたときに、工業として、工業団地で企業誘致できれば工業の売上高も相当伸ばすこともできるし、それによって税収を確保することもできるとは思いましたがけれども、農業はかなり難しいところに来ている。サービス業、商業等も難しい。そんな中、観光業というものは、今田上町が囲われていると言いましょか、影響を受けていることによって大きく展開できるのではないかというような可能性を感じているところであります。

観光業というものは、ただ単に旅館やホテル、温泉だけではなくて、それに関連するさまざまなサービス業等にも関連してくると思しますので、それを観光業だと思っていただきたいと思っています。

ともかく外的な要因としては、皆さんもご存じのように、爆買いなどと称される外国人観光客の増加。これは、京都や富士山だけでなく、新潟県内ではスキー場なんかでも相当の外国人がいますし、特にアジア系の人を見た感じわからないので、この間もスーパーで話していたら隣中国の人だったなどということがありましたけれども、かなり新潟県に入り込んできていると。特にまた京都や富士山に飽きたと言ったらいいでしょうか、1度来た人は何か別な場所へというような形で新潟県にもかなり入り込んでいるというのは一つの外的な要因であると思っています。

内的な要因としては、当然のことながらこの道の駅構想によって田上町の交流人口が促進されるというようなこともありますし、また地元の新潟経営大学にも観光学部が増設されて観光に関するいろいろなことがそこで議論、学ばれたり展開されていくというようなさまざまなことがあります。また、北陸新幹線なんかも1つの要因でもあるのではないかと考えています。

まず、最初の質問でございますが、再確認、9月の確認と申しましょか、でもあります。そういうようにほかの業種から比べると急成長の可能性はある、それによって各種税収もアップして田上町の財政的にも潤ってくるような可能性も期待できるそういう観光業の育成、支援をどのように考えていますか。それをまず1つ質問したいと思っています。

それから、各種インフラの充実や経済環境の変化などによって、先ほどから申し
ている外国人観光客。本当に爆買いによりGDPも押し上げられているなどという
ような見方もあります。そんな中、田上町湯田上温泉においては、外国人観光客に
対応した施設、設備、表示、対応ができているでしょうか。私は、決して十分な対
応ができていないと思っております。

また、先日某国会議員の報告、講演の中で、新潟にクルーズ船、大型客船による
海洋ツアー、クルーズ船を誘致したいというような話がございました。西港だと浅
いので東港なんかをそういう旅客港としても活用したいなどという話がいろんなど
ころで出ているようでもあります。このようにクルーズ船が来るとなると、テレビ
報道で例の韓国でのフェリー事故のために鳥取の境港に急遽大型クルーズ船が来て、
それによって境の商店街から商品がぱっと消えたなどというすごい、もう何千人と
いう人が来るので、すごいことになるというようなニュースがありました。

そこでです。2つ目の質問なのですが、このような大勢の外国人客が来た
場合に田上町はそういうものに対応できる体制づくり、外国人に向けた案内表示や
習慣や宗教の違いから来る設備不足などが懸念されていますが、それらにどのよう
に対応していきますでしょうか。

それから、3つ目の質問でございます。以前プロサッカー選手を目指してガーナ
から新潟経営大学に留学していたソロモン君というのが学生がいました。我が家で
もちよっと交流していたのですが、彼は夢かなわずプロのサッカー選手には
なれず、今は実は長野県の白馬村のリゾートホテルで働いております。彼は、外国
人対応の通訳兼フロント係として元気に働いています。

そこで質問なのですが、湯田上温泉、田上町においては、湯田上温泉だけ
ではないです、椿寿荘もそうだと思うのですが、外国人に対応できる人材の
雇用や通訳も兼ねた外国人の雇用についてどのようにお考えでしょうか。そこら辺
を質問いたします。

続いて、大きな2つ目の質問です。道の駅、直売所、6次産業支援についてで
ございます。昨年12月定例会でも道の駅構想が全協で提示されたことから、道の駅
直売所の販売する組織、仕組み、商品開発、そして目玉商品、看板商品についての
質問を昨年12月にいたしました。その後販売する組織として、道の駅にぎわい創
出組合が商工会の呼びかけで設立されたりとの動きもありました。全協での質疑も
ありましたが、このような組合との関係をどのように考えていますか。全協の中で
何かちょっと曖昧なところもあったような気がしております。積極的に調整や支援

を行っていくべきだとは思いますが、町としての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それから、特産品の開発商品化についても質問させてもらいました。その後、実は私も若手農業者との意見交換をさまざまな場所で行ってきましたが、はっきり言って若手農業者には夢がありませんでした。数年前に彼らに会ったときには、農業で稼いでポルシェに乗るぞぐらいのすごい勢いを持った、おお、田上町にも元気な若者いるなと思って期待していた若者が何かもう車の車検とる金もないのですよみたいな、何かすごく疲弊した感じがあって、それは何でなのかなと実は思ってきました。そうしたら、その親とかも交えて話することがあったのですけれども、何か話を聞いていると、親の世代からはもう農業はもうからないのだと、余計なことするより手数動かして仕事しろというようなそんな教え込みというか、刷り込みがあって、何か夢も希望もなくなっているのではないかなと思っております。実際に農業生産物、いろいろな新しい品目に挑戦するのですけれども、それらのA級品というものは確かにいい値段で引き取られていきますけれども、A級品の数が多く出るかどうかというのは、ある意味波があってギャンブルみたいなのところがあったりとか、そして結果B品、C品というものは別の業者に安く買ったたかれていくということで、どうもこれではもうからないというような感じがしてきました。

そこで、私はその道の駅をきっかけに彼らに何とか6次産業化の支援ができないかと考えているところです。ちなみに、6次産業化という言葉は私もふだんから使っていましたけれども、どういう意味かというのは実は今回のために調べてきました、ウィキペディアで。6次産業とは、農水産業の1次産業が食品加工、流通にも業界展開している経営体を示すと。農業経済学者の今村奈良臣が提唱した造語ですというふうな形になっています。農水産業が1次産業に分類され、農水産物生産を行うものとされている。だが、6次産業は、畜産、水産物の生産だけでなく、食品加工（2次産業）、食品流通（3次産業）にも農業者が主体的に総合的にかかわることによって加工賃や流通マージンなど今まで2次、3次産業だけで得ていた付加価値を農業者自身が得ることによって農業の活性化をするというものです。単純に1足す2足す3で6次というふうに作った造語とも言われています。付加価値として、農業のブランド化、消費者への直接販売、レストランの経営なども挙げられています。1.5次産業などという言葉がございましたけれども、1.5次産業と類似していますが、6次産業というものは加工、流通を複合化させるという視点があるというふうにも記されています。そういう意味でも6次産業期待できるというような

ことで各地で取り組みが始まっています。

ちなみに、私この間、いつでしたか、新潟の朱鷺メッセでフードメッセインにいがたというところに行かせてもらいました。そうしたら、そこでも6次産業のこういうふうなチラシが置いてあって、6次産業の相談コーナーがありました。これまで私ちょっと勉強していないのですけれども、さっと見るとおもしろい会社がございます、株式会社なのですけれども、農林漁業成長産業化支援機構という株式会社があって、何とこの株式会社には資本的318億円なのですけれども、政府出資が300億円、民間出資18億円という政府が立てた株式会社がこういう支援を行っているというある意味ファンドになったりですとか専門家がサポートしたり販売ルートの相談に乗ったりだとか商品化指導とかセミナーを開催したりとかさまざまな支援をしているような動きが出ています。ちょっとこれまだ私も勉強したいと思っるところです。

そういう情報も得ながら、農業者のみでは6次産業化というものは私は厳しいなと思っています。行政との連携のもと、販売する商業者または工業者が入ってきてもいいのでしょうかけれども、との連携によってもうかる農業というものを目指し、そして結果的に道の駅直売所の特産品として育成してそこで販売するというようなことが必要になってくると思いますけれども、町としての支援体制、考え方はいかがでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

最後に、大きな3つ目の消防団員の確保についてでございます。先日加茂田上消防衛生組合議会の視察研修として、千葉県柏市消防局を視察させていただきました。昨日の一部事務組合の報告の中でも椿議員から詳細に報告していただいたところでございますが、その中でやっぱり確保策の中で私が一番最初に感じたのは、実はそこ質問書に書いてないのですけれども、柏市消防局の中では、都市部なので、究極の災害ボランティアみたいな位置づけになっているなというような感じでした。何か女性消防団員は、面接をして、何十人も来て、その中から選び出したというぐらいの競争率だったというような話も聞きましたし、きのうの報告にもあったように、消防団にいろいろ災害時の救出のためのチェーンソーだとかベンダーだとかそういう救出機具なんかもあって、災害時の災害ボランティアとしての救出、救助活動なんかに任を負うなどというような位置づけもイメージづくりもされているなというようなイメージを受けたところでございます。

しかしながら、そのイメージというよりは、私が一番感じたのは企業でございます。企業との連携を強く感じました。そこで、当町での企業との連携がうまくいっ

ていないように感じています。

そこで質問です。現状として田上町に在勤、勤務して他の市町村に住んでいる、在住の消防団員はいるでしょうか。そこ、いたら人数お聞かせください。または、田上町の事業所に勤務するサラリーマン、後継者ではなくて、勤務する消防団員は何人いるでしょうか。わかるようであればお聞かせいただきたいと思います。

そして、現在そのような団員を抱える事業所、要は消防団員を消防団活動に積極的に支援している事業所に対してどのような措置をとっているでしょうか。例えば表彰、私は余り表彰だけでは効果はないと思うのですがけれども、例えば消防団協力の優良事業所などという表彰を交付しているとかそういうもの。または、税制優遇やまたは評価ポイントの加算などどのようになっているでしょうか。これらの企業、事業所との対応をどのように考えていくのか、支援していくのかを質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの池井議員のご質問にお答えしますが、最初に観光事業についてのご質問であります、いわゆる日本へのインバウンドというものは2013年に1,000万人を超えまして、2014年には1,341万人、2015年は9月の推計では1,448万人に達しております、このままでいきますと1,800万人を超えると、そういうふうに見込まれております。県内では、ご承知のように妙高方面にスキー目的でオーストラリアあるいは台湾等からお客様が多いと聞いております。県内全体でも2012年以降4年連続増加をしております。2014年には13万7,000泊、泊まった方、となっております。今後は、さらに増加傾向にあると言われておりますし、県においても観光が経済活動に重要な役割を果たしているものだと考えております。

当町においては、外国人の宿泊者については、昨年度は138泊程度と、そう多くはありませんが、日本は今人口減が加速しておりますので、今後はインバウンドに期待、増加する流れが当町にも来るのではないかと、こう考えております。そのような状況になれば、外国語表記の看板、パンフレット類の作成あるいはW i F i等の整備、商業施設の免税化店あるいは通訳、スタッフ等の配置についても考えていく必要があると、こういうふうに思っております。

先般新潟県と新潟市が中心となり、いわゆる新潟港のクルーズ客船受け入れ協議会が設立されまして、当町も実は加入をいたしました。この協議会は、クルーズ船の誘致に関して実務者レベルでの情報や課題を共有して対策を協議していこうというものであります。発足後間もないため、これからの活動になりますが、インバウ

ンドも含めて研究をしていきたいと考えているところであります。

次に、道の駅、直売所、6次産業支援についてのご質問であります。道の駅の管理運営につきましては、道の駅を核として町の活性化の研究を目的とした道の駅にぎわい創出組合が設立されたと聞いておりますが、道の駅の管理運営には、基本構想でも示したように、指定管理者制度を基本としております。したがって、指定管理者としての一定の審査基準を満たす必要がありますので、町民から不公平が出ない範囲の中で支援をしたいと考えております。

また、特産品の開発につきましては、町の活性化のための農産物やその加工品などの商品づくりは当然必要不可欠なものだと思っておりますが、現在町では農商工連携推進事業を行っており、徐々に商品開発への意識が醸成されていると感じておるところであります。少しでも早くすばらしいヒット商品が開発できるよう町でも支援してまいります。

一方、もうかる農業については、喫緊の課題であると感じておりますが、現在6次産業化に成功している農業者の方や団体もいらっしゃいますが、個人経営の農業者が商品開発に取り組むのは簡単ではないと思っております。今ほど申し上げました農商工連携推進事業は、町内の農業者と商工業者が協力して商品開発をする事業でありまして、町内に6次産業化を目指しておりますし、新潟県農林公社においては6次産業サポートセンターを設置して支援を行っております。取り組んでみたいという農業者の方は、いつでも担当の産業振興課のほうにご相談をいただければいいというふうに思っておりますし、ぜひ来ていただきたいなと思っております。道の駅をきっかけに町の活性化がつながるような6次産業化に挑戦する皆さんを支援していきたいと、こう思っております。

最後に、消防団の確保についてのご質問であります。現在他市町村に居住し、町内に勤務をしている消防団員は1名おります。また、町内の事業所に勤務している団員は88人おりまして、全体の3割程度となっております。

消防団員を雇用する事業所に対する何らかの措置の実施については、当町では国の要請によりまして消防団に積極的に協力している事業所に対して表示書を交付する、消防団協力事務所制度、平成19年から導入したところであります。現在表示書を交付した事業者はありません。その他の措置につきましては、今のところ考えておりませんが、団員確保に有効なものがありましたら研究してまいりたいと考えております。

なお、消防団員の確保につきましては、これまでどおり引き続き区長等による勧

誘などを通じて取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

11番（池井 豊君） 答弁ありがとうございました。2回目の質問させていただきます。

今の話でやっぱり田上町、日本全国的にはもう猛烈な勢いでインバウンド、外国人の観光客が増えている。新潟県も増えている。田上町もそろそろ準備しなければならない。118泊ですか。これは、少ないと思います。今までは多分新潟県で言えば、やっぱり妙高、湯沢とかのスキーを中心としたお客だと思えますけれども、恐らくにこれは東南アジア、ヨーロッパもそうなのでしょうけれども、日本に何度か来るうちにもう京都は1度行ったからいいやと、富士山も1度行ったからいいやというような観光客が次のものを求めてやって来るし、多分新潟県としても日本海の幸というものを売り込もうだとか、佐渡だとかいろんなことをというような形になってくると考えています。

ですから、これはこれから確実に新潟県もというか、新潟県に来たら、これは来ると規模が違いますから。何百人、何千人単位で来るので、新潟市だけの宿泊キャパを当然超えてしまいます。それによって、当然そうなると月岡温泉から湯田上温泉もそのエリアに入ってくるというのは十分に予測できることです。

これ今まで、それから今クルーズ船の話なんかも当然、クルーズ船なんか来たら本当に大変なことになると思うのです。私も予想がつかないぐらいそういう1,000人規模の船が、観光客が東港に着いて、そこからバスにしたら何十台になるのでしょうか、それがだーと新潟県内を走って観光していくというような状況になる。そうなったときに、やっぱり湯田上温泉、田上町は外国人に優しくないからちょっとそこはやめておいてみたいな話でならないように。これは、もう確実に準備をする必要があると思います。

視察で行ったつくばなどというと、つくばなどというものは、もう国際都市なのですけれども、当然ホテルにはもう三カ国語のマップが置いてありましたし、ともかくマップの作成、表示というものはこれは早急に取り組まなければならないことだと思っています。担当課に行ったら、外国語表記どころか日本語の看板すら満足にまだできていないというそういう現状も聞きましたけれども、これはチャンスを逃すと非常に大変なので、これ町長どうでしょうか。これ28年度にはそういうふうな取り組み、看板やパンフレットまたはこれ各企業の問題もあります。企業、各ホテル、旅館内の表示というものもありますけれども、町ができるところの表示や案内等の体制を28年度には作れるでしょうか。28年度予算にというとまたあれですが、

体制を作れるぐらいの勢いでいかないと乗りおくれる可能性があります。そこら辺を聞かせていただきたいと思います。

それから2番目、わかりました。道の駅にぎわい組合に関して、確かに研究するという機関で、その後の運営の指定管理を受けるというところまでまだっていないとは思いますが、私はですからそういう研究する機関というところを支援して、それがだから6次産業化だとかいろいろな可能性の研究、商品開発、田上町の商工業の発展、観光業の発展につながるようなものになればいいなと思っていますので、指定管理の話は別として支援していくべきだと考えております。

そこでなのですけれども、指定管理のほうはいいです。6次産業のほうです。町長の答弁によれば、そういうサポートセンターがあるとか町も支援していきたいというようなこと、あと農商工連携でというような話がありますけれども、私が今回この質問しているのは、これでは不十分だという認識があるからです。というのは、先ほど申し上げたように、農業者のみに主導権を持ってやらせてもらおうとするとなかなか踏み出せない。商業者は、農業のこと全然わかっていない。そういうことで、要は町ができるのはマッチングだと思うのです、マッチング。マッチングと情報提供。要は、そういう元気のある若者とそういう商業者、やってみたい、商品開発をして家でも売ってみたいなどという若者との、商業者とのマッチングなんか非常にできたらいいなと思っています。私1人で思っていることなのですけれども、その道の駅組合の参加者なんか見ると、ある町のパン屋さんなんか参加していました。農業者も参加していました。町では、あるホテルではジャムとか作っているみたいですが、田上町のジャムを作る。それをパン屋さんと一緒にやれば、それはパンを買いに来るニーズのある人とイチゴだとか果物を作る農業生産者とのそのコラボレーションができて、本当に必要なものとか売れるものが作っていけると思うのです。農業者の思い込みだけではその加工品としての価値、ニーズが把握できていない。そういうような人たちが今興味を持ち始めているというところを結びつけてあげて新たな商品展開、特産品作りになればと思うのですけれども、そういうマッチングの場を、情報提供の場を町としてどのように考えていくのかというところを重ねて質問いたします。

それから、消防団員についてでございます。30%、88名の方が事業所に勤めているということで、ところが協力事業所であるという表示はまだ発行ゼロということでございます。何とかこの仕組みを定着させたいと思います。その事業所の応接室またはフロントなりに行くとそういう表示があって、ここの事業所はでは非常に協

力的なところなのだなどというものをその会社の経営者が自慢できる、社員が自慢できるようなそういう形にしてもらいたいと思っていますし、町長も一緒に副管理者として柏消防署へ行ったので十分承知だと思いますけれども、やっぱりそういう時代が、もう以前は農業者や自営業者が消防団員として活躍していた時代がありましたけれども、今はほとんどが勤め人になっているというのも現状です。ですから、こういうところに事業所、企業をベースにということを考えていくと。

きのうの報告にもあったように、これは何ですか、各方面、分団の取り組みとして、各分団による企業への消防団員入団の協力依頼というようなことがありました。これは、各分団が協力依頼に行くのではなくて、行ってもちよっと弱いと思います。

ですから、ここで町長に私お願いしたいというか、ぜひ確約してもらいたいところは、依頼文作ってもらいたいのです、せめて町として。現状としてこういうふうなところを企業として協力してくださいという依頼文を作ってもらえれば地元の分団の担当者が頑張って勧誘に行きます。依頼文を作ってもらおうと。そして、採用してもらったら、先ほど言った表示書ですか、表彰ですかを交付しますよということにして、そうしてもらえればこの現代のニーズにマッチした消防団員の確保、充足率のアップにつながると思いますけれども、そこら辺をちょっとお聞かせいただければと思います。

2回目の質問終わります。

町長（佐藤邦義君） それでは、今ほどの池井議員のご質問にお答えをいたしますが、いわゆるインバウンド、いわゆる訪日外国人の対応でございますが、今のご質問ではマップの作成ということでございました。このマップの作成につきましては、今先ほども前にもお答えしましたように、標識、交通標識を作成すると、見直すということで予算を計上する予定でおりますが、体制作りもしなければいけないと。やはりある程度英語がわかるスタッフもお願いしなければいけないと思っておりますが、28年度に体制はできますが、そこに予算に組み入れるかどうかまだこれからの予算折衝の中で検討していきたいと思っております。

田上の場合は、マップ以外にはこのインバウンドに関して、今ご承知のように、ホテルに泊まるのもそれは大変いい方法であります、外国人の中には日本のいわゆる民家に宿泊したいと。この民家宿泊というものは、報道によればいろいろな問題点も含めておりますが、もしかすればやはり日本の古来からの生活、昔からの生活の仕方が残っているところが多いので、民泊というものも整備していくことがあるいは外国人を受けるのは一つの効果的な方法だと。ただ、先ほど申し上げました

ように、いろんな問題点も今生じてきておりますので、十分研究しなければいけないと、こう思っております。

次に、6次産業の構築にマッチングが必要だということではありますが、前にもお話ししましたように、以前商工業者と農家の若手との話し合いを開催したときにもやっぱり農家の若い人たちは池井議員ご指摘のようにまずは俺たちは物を作るということで、工場を建てて、いわゆる6次化ということまではやっぱり余り考えていないというのがわかりました。それから、若い、なかなか一生懸命検討している農家の若手は、むしろ西洋野菜とかそういうものを作って自分で近隣のそういう店に取引をしているという人も何人かいたようではありますが、6次産業化はご指摘のようにこれはやっぱり商工業者がアタックしないとだめだなと思っております。そういう方が田上町に何人いるか。実は、二、三日前に新しい考えを持ってきた方もいますので、今商工会が組合を作ったからそこに参加したらどうですかということで話をした経過がございますが、やっぱり田上町は米を原料とした、いろいろな加工品で米を原料とすることが最も手っとり早い方法でありますし、あとはやはり果物だろうと思っておりますので、そういったようなことで、例えばジャムを作るとかそういったことも少しはしていますけれども、田上町でもやっておりますけれども、ぜひ商工業者が手を挙げてもらうように町としても働きをかけていきたいと思っております。

この商工会が今提案している組合については、この後ちょっと副町長が直接かわっておりますので、少し説明を補足をしてもらいます。

それから、消防団の確保につきましては、先ほど最初の答弁のときに区長さんをお願いして、これは今までもそうしてきたのですが、私の聞いている中ではほとんどが区長さんというよりは各分団で穴埋めをちゃんとできるようにそういう個人的にはお願いしているということが多いというような話を聞いておりますが、企業向けの依頼文というこれはこれから企業のほうにお願いするというのはやっぱり一つの案だと思っておりますので、これはちょっと検討していく必要があると思っておりますので、企業向けの依頼文をして経営者にも理解をしていただくと、そういうようなことでやっていきたいと思っております。

ただ、企業にとりましても、やっぱり何らかのメリットがないと、もう仕事の中に消防団の要望で行かなければいけないというのは大変企業にとっては痛手になることですので、その体制作りなどもお願いをしなければいけないと思っておりますので、この辺はちょっと研究をさせていただきたいと、こう思っております。

以上であります。

副町長（小日向 至君） では、少し補足しますが、補足の部分というのは回答いいですよと言われた道の駅の管理の部分なのですが、きのうの高取議員からの質問にもありましたように、その施設、道の駅自体の管理は指定管理制度を基本にしているという話していたとおり、指定管理者になるには町の条例の中にあります指定管理者の手続に関する条例という部分の中で審査項目がありますから、まずそれなりの団体でないとなかなかできませんから、今これから商工会が考えているというのは、調査・研究というのが今の段階だですので、それをクリアして、次にでは指定管理者になるにはどうすればいいかというふうな形で進む予定のようであります。

私のほうにも相談がありますので、さっきも町長お話しされましたように、あくまでも不公平感がないという前提であります。どなたでももし指定管理者になりたいのだけれどもどうすればいいのだという相談来れば、どの団体でも同じような形でこちらのほうから相談に行きたいと。ただ、基本的には、町の活性化につながるような団体を基本的にしていきたいと思っていますから、そういうような形で今考えておりますし、商工会とちょっと話しているのは、今既にやっています農商工連携の事業が五、六年たちますけれども、なかなか軌道に乗っていきませんので、むしろこの際道の駅を核にして農商工連携の部分を一体にしたほうが6次化にもつながるので手っとり早いのではないのという話は実を言うと数カ月前から事務局にはもう既に話してありますので、そういう方向性でその部分が進んでくれると町長が考えられているような道作り、まちづくりに直結するのかなというふうに考えていますので、これからはそういう方法で進みたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

11番（池井 豊君） 3回目の質問させていただきます。

まず最初に、一番最初の外国人、インバウンドについてですけれども、ちょっと答弁の中でなかったというか、少なかったというか、私が聞き逃したのかもしれませんが、外国人対応のスタッフの育成、これここで言えば町の職員ということになると思うのですけれども、町の職員または観光協会関連職員になると思うのですけれども、これどのように育成していくのかというところ。町で通訳できる、外国語できる人を積極的に雇いますとかそういうこともまあありだと思っておりますけれども、町長がさっきの話だと英語のできる何とかという話もありましたけれども、これまさに私経営大学との連携なんかだと思っております。何か私もちょっと確認しませんでしたけれども、聞いた話だと湯田上温泉に中国人の留学生がアルバイト

トに行って貢献しているというような話も聞いていますし、だからそういうふうに大学留学生、職員を雇うよりは留学生を、ちょっと私も経営大学の留学生何カ国いるのかははっきり把握していませんが、町長のほうがよくご存じなのかもしれません。ロシア語、中国語さまざまに行けるとおもいますけれども、そういうところの連携で、そういう団体さんが来たときに対応するとか、そういうような仕組み作りができるのかどうかというところを重ねて質問させていただきます。

それから、6次産業のほうなのですけれども、ここがちょっと見えてこないというか、かみ合わないというか。確かに若手農業者は、今までは6次産業ちょっとそれ我々には荷が重過ぎて面倒くさいと思っていたのです、思っていたのです、確かに。ただ、この道の駅構想ができたことによって、では作れば売れる場所ができたのだという認識に変わったのです。だから興味を持ってそういう場に出てきているので、ぜひここで先ほどから申しているこのマッチングの場、これを町が積極的に設けていかなければならないと思って、私個人だけでもまあ飲み会を設定するぐらいなのですけれども、何かやって、希望が持てるような場を持ちたいですし、そのマッチングを持ったときにその両者が一緒にではこの果物とこの売り方で商品開発をしよう。お金どうすると言ったときに、このときまた情報がなければ、何かさっきの資料だとちょっと見たと50%出資してくれるとか何かいろいろ書いてあって、まだ全然勉強不足でだめなのですけれども、そういうふうな、資本金の50%、サブファンドを通じてなどというそういうものがあったりしています。そういうときに、ぜひ行政がバックアップする仕組み作り。マッチングをとって、そこでそれを育て上げるための情報提供という何かできないかなと思っているのです。その6次産業サポートセンターがあるというのはいいのですけれども、例えば町の中にも6次産業サポート相談員とか、センターまで言わないので。そういうような仕組みで積極的にマッチングをとって、そして情報提供して育て上げるというその仕組みを町の中でやっていかなければならないのではないかと。農商工連携というものも確かに一つのステージが終えたなとは思っています。新たな仕組みというものもありますし、商工会等にも投げるといっても一つの手なのでしょうけれども、もっと町が知り得る情報をうまくバックアップしていく必要があると思いますので、そこを再答弁お願いしたいと思います。

それから、消防団については、町長やっぱりもう区長にはもう限界があるのです、やっぱり。わからない、若い人間がどこにいるのか、どこの息子が幾つになったのか、どこの息子がどこに勤めているのかわからない。探すのは、はっきり言って無

理です。今現状として、団員の息子の同級生ネットワークとかというのでその家に誰がいるとかそういうような形で当たりをつけていくみたいところが現状です。ですから、田上町もだんだん都市化されてきている中、柏市消防局みたいに企業というものも一つの選択肢にしていかないと、本当消防団員の加入が充足率が維持できないというような状況になると思いますので、ここは区長がというような考えはちょっと改善していただいて、ぜひこの企業というチャンネル。区長とか分団の独自のというのも当然ですけれども、あわせた一つのフォロー体制を作っていただきたいと思います。消防団については、答弁は必要ありません。

3点目の質問終わります。

町長（佐藤邦義君） それでは、お答えしますが、最初の質問はインバウンドに対するいわゆる対応ということでございますが、先ほど当初答弁申し上げましたように、本来であれば町の職員に採用してということあるいは職員の中で何人か英語を専攻したのがいますから、それをもう一回二、三十年ぶりに勉強してもらうとかという手もあることはありますが、現実にはやはり通訳するというのは、私も実はあしたまたインドネシアから何人か来てこれをみんな説明しなければいけないのですが、職員にいますからやれと言っているのですが、やっぱりなかなか度胸が要ることになりますので、私がすることになっております。

そういうことで、手っとり早いのはやっぱり経営大学の先生はもう3カ国、4カ国語を話すイワンさんという人がいますが、ロシア人ですが、そのほかに外国人の先生が二、三人いまして、その先生を頼むわけいきませんので、議員ご指摘のように経営大学の学生をとということではありますが、ホテル小柳さんに行っているのは4年生が2人だったでしょうか、その子はよく日本語もできる生徒ですが、実はもう中国から来ている人たちは習近平の時代になりましたら日本によこさなくなりました。そういうことで、今十数名ぐらいしか留学生がいなくて、ちょっと困っているのですが、観光学部もできるということでもありますので、その辺あたりは何とか連携をとって、臨時的に来ていただく分には可能であるかなとは思っておりますが、いずれにいたしましてもこれは本当に外国人が来るといことになれば検討しなければいけないので、ここは研究していきたいと思っております。

それから、次の6次産業、このマッチングですが、これ私は議員指摘のように急ぐ必要があると思います、マッチングすることによって新しい商品開発も可能であると思っておりますので。ですから、それは先ほどもちょっと申し上げましたように、田上町の原材料で最も豊富にあるのは米だと思っておりますし、米、それから果

物ですから、とりあえずはその辺あたりで商品開発ができればと、こう思っております。私が考えているというか、聞いている中では、田上の商店の方には残念ながらそういうことをやろうという商店二、三軒ぐらいしかないということなので、それは当然後継者のいる店であります。そういう方がやっぱりしっかり頑張ってもらうために、これは町のほうからも働きかけをしながら6次産業化、一定の段階過ぎましたので、本当に町挙げてブランドになるような商品開発が必要だろと思っておりますので、これからぜひ力を入れていきたいと、こう思っております。

以上であります。

議長（皆川忠志君） 以上で池井議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時45分 休 憩

午前11時00分 再 開

議長（皆川忠志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

最後に、5番、今井議員の発言を許します。

（5番 今井幸代君登壇）

5番（今井幸代君） 2日間にわたる一般質問、皆さん大変お疲れさまでございます。

議席番号5番、今井でございます。

先日両小学校の給食交流会に生産者の方と一緒に私も見学を兼ねて参加をさせていただきました。校内に入ると、子どもたちは元気よく「こんにちは」と立派な挨拶をしてくれる生徒さんがたくさんおり、非常にうれしく感じました。そして、田上小学校のランチルームでは、よいことも悪いこともおてんとうさまが見ているよと大きく書かれた紙が正面に掲示してありました。今ではなかなか聞かれなくなっている言葉ですが、私自身小さいころ祖母からこの言葉をよく言われていたなと思い出しました。このおてんとうさまが見ているという言葉は、古来からの日本人の精神性をあらわす言葉でもあるなと私自身感じました。おてんとうさまに恥じない生き方は、自分の良心に恥じない生き方でもあります。校長先生が直筆で書かれたと聞きましたが、田上町が目指す子ども像、志を持って意欲的に学び、自立と思いやりの心を持つたくましい子どもを育てていくため、そして郷土を愛し、清き明き心を持った子どもたちの育成のため尽力をしていらっしゃる現場の様子をかいま見ることができました。現場の皆様方に敬意を表しまして私の一般質問に入らせてい

たきます。

今回のテーマは2点であります。まず1点目は、犯罪発生情報配信サービスについて、2点目は町のスポーツ推進、振興計画の策定についてです。

町では、携帯電話へのメール配信事業を行っております。これは、月2回の行政情報に加え、随時除雪情報や緊急性の高い情報として緊急情報や不審者情報を配信しており、住民への迅速な情報発信により防災意識や防犯意識の向上のため努めていると理解をしております。

先月11月21日、田上町羽生田地内において刃物を持った男が店員をおどし現金を奪って逃走するという強盗事件が発生をいたしました。しかしながら、この件について町からのメール配信がなされることはありませんでした。明らかに不審者情報より緊急性が高く、重要案件と思われるのですが、配信がなされなかったことに私は疑問を持たずにはられませんでした。ホームページでも明記してありますが、緊急性の高い情報とは具体的に何を想定していたのでしょうか。また、今回のような強盗事件は該当しないのでしょうか。事件当日は土曜日で、役場も学校も休日であり、対応できる職員がいなかったことはわかりますが、町民の安全、安心した暮らしを守るためにも、このような緊急かつ重要案件の情報発信については改善していかなければならないと考えます。

実は、私自身この事件を知ったのは、保護者の方から連絡を受け、加茂警察署に状況、事実確認を行った午後8時45分ごろです。加茂市では、夜8時半ごろには学校からの配信メールが出されていたこともあり、その配信メールが友人伝いに転送され、そこで事件を知った町内の子どもを持つ保護者の方々から町や学校から何の情報提供がなされないことの不安が相当数聞かれました。情報を知っていることで住民や地域の防犯意識は相当高まると考えられますし、それによつての行動変化も出てくるはずです。

町長も昨日のご挨拶の中でこの強盗事件にも触れ、町民の安全、安心の暮らしの確保に向けたさらなる努力の決意を述べておられました。町民や地域の防犯意識の向上、自己防衛策を講じるためにも、このような情報発信は必要不可欠かと思いますが、町長の見解をお聞かせください。

次に、スポーツ推進、振興計画の策定についてです。6月定例会において、スポーツ振興計画策定について質問をいたしました。その際に町長からは、現在機関の再編を調整・検討している段階であり、理解をしていただきたいとのご答弁をいただいております。

そして、先般全員協議会にて体育協会、スポーツ少年団、総合型スポーツクラブが一体となったスポーツ協会が設立されるという説明がありました。スポーツを通じた子どもたちの健全な心身の育成、高齢者の健康維持、そして地域コミュニティの活性化につながる活動の中心的役割を担っていただくことを私自身期待しております。これらさまざまな諸課題がある中で、より実効性を持ったスポーツ推進を図るためには、やはり長期的な視点に立って計画や指針を立てていかなければならないと思います。子どもたちの健全育成、そして競技選手の育成、指導者の育成、また高齢者の健康維持、介護予防などさまざまな項目があるかと思いますが、これらを総合して長期的な視点に立ったスポーツ振興計画の策定を町とスポーツ協会が中心となって検討をしていくべきかと思いますが、町長の見解をお聞かせください。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの今井議員のご質問にお答えしますが、最初に犯罪発生情報配信サービスについてのご質問であります。町からの一斉メール配信につきましては現在月2回の行政情報、それから除雪の出動情報などのほか、平日に限った対応になりますが、加茂警察、町、教育委員会と協議して不審者情報も実は配信はしております。

今ほどのようなご指摘のように、今回は配信なかったことについては非常に残念に思っておりますが、町が一斉メールを配信を行うべき緊急性の高い情報としては、実は災害が予測される際の避難準備情報、それから避難勧告など身を守る行動を促す情報などではありますが、ただ単に犯罪が発生したという内容の情報についてはこれに該当しないものと考えておりますが、今回の場合は犯人が逃走しているということですので、そういう意味では本来であれば情報を発信するものに当たるのだろうというふうに私も思っております。

なお、加茂市の小・中学校では、今回の事件発生に伴いまして学校にメールアドレスを届けてある保護者に対しまして学校からメールを配信したとお聞きしておりますが、犯罪事件が発生した場合の当町の今後の対応につきましては、町民の安全、安心を基本に、加茂警察、教育委員会と連携いたしまして具体的な対応について検討してまいりたいと考えているところであります。

また、新潟県警が行っている犯罪発生情報配信サービスとの連携等については、システム構築などが難しいということもありますが、配信サービスの周知等については可能であるだろうというふうに考えております。

次に、スポーツ推進、振興計画の策定についてであります。平成23年6月に50年

ぶりにスポーツ振興法が全面改正されまして、スポーツは世界共通の人類の文化としたいわゆるスポーツ基本法が制定されました。同法の第10条では、地方スポーツ推進計画についてスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めなさいと、こういうふうに書いてあります。平成26年5月の調査によりますと、新潟県内では30市町村のうち15市町村がスポーツ振興計画を策定しております。町村では、聖籠町と関川村の2町村になっていますが、田上町では平成24年度に策定された生涯学習推進計画の中で町のスポーツ振興に対する基本的な考え方や具体的な取り組みについての計画策定を検討しますと、こういうふうになっております。実は、今後は体育協会、スポーツ少年団、それから総合スポーツクラブが一体となるスポーツ協会が設立された後には、このスポーツ推進のための計画策定を前提とした検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

5番（今井幸代君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今ほどまず犯罪発生情報メール配信についてのご答弁をいただきました。町長も本来であれば、犯人も逃走中ということで、本来であれば配信されるべきものではなかったのだろうかというお考えも聞きましたので、これに関しては同じ考えを共有できたのかなというふうに思います。

加茂市から8時半ごろには学校に通われている保護者の方に配信メールが送られて、それを見た保護者の方が田上でこんなことが起きたのだと、羽生田ってあなたの地区だよねというような形でメールをもらって、それを見てびっくりした、驚いた方が私のほうに連絡をしてきて、町民の皆さんからすれば不審者情報なんかで配信なんかがされているのに、それよりも重要な案件であるにもかかわらずどうしてメール配信がなされないのだろうという疑問の声、不安の声というのは本当にたくさん聞かれました。情報を知っていることで、例えば羽生田、事件の起こった場所は駅にも近いですから、例えば子どものふだんだったら自分で歩いて帰ってくるけれども、念のため迎えに行こうとか事業所で女性が1人になる店舗さんなんかは少しシフトを変えようとか戸締まりをもう少しきちんとしてしようとか、情報を知っていることで町民の皆さんの行動というものはやっぱり変わってくると思うのです。

今ほど加茂警察とも検討してどういった情報をメール配信すべきか否か、そういった情報の連携なんかもこれから図られるということですので、ぜひ今回のような

犯人が逃走中であるような事件等に関しては速やかにメール配信等がされるような体制作りをぜひ進めていかなければいけないと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、スポーツ推進、振興計画については、7月1日に設立を予定をしているというような全員協議会でも説明がありましたけれども、その設立後町当局とスポーツ協会と中心となって今後検討していくということですので、1年ぐらいかけて町のスポーツにかかわる諸課題、また健康維持、高齢者の方の健康維持ですとか子どもたちの健全育成等を踏まえてしっかりとした計画を策定していただきたいなと思います。

スポーツ振興計画に関しての答弁は結構でありますので、情報配信サービスについて再度ご答弁いただければありがたいなと思います。

よろしく願いいたします。

町長（佐藤邦義君） 最初の今回の犯罪発生した件について配信できなかったことについては、二、三町のほうとしては問題点があったといいたいまいしょうか、連絡つかなかったということで、残念ながら日曜日だったということで、子どもについては学校が配信するというようになっておまして、その連絡がどうしてもつかなかったと、こういうことだったようであります。これは、私も後で聞いた話ですので、そうですが。

そういったことで、先ほど申し上げましたように、大変な強盗は逃走でありますから、かなり危ない状況でありますので、これは当然配信されるべきでありますので、そういった具体的なことを今までのルートだけではないような形で町が、最終的には総務課も判断をしなければいけないということになっておしますので、学校については教育委員会を通して学校長が配信するというようになっておしますので、その辺を十分検討してやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

5番（今井幸代君） まずは、こういったもの場合はメールを配信して、こういった場合には配信をしないというそういった判断の基準も必要になってくるかと思っておりますので、県警とも加茂警察とも含めましてその辺のマニュアルといいたいまいしょうか、ガイドライン等をしっかりと庁内のほうで設定をしていっていただきたいなと思っております。

あわせてぜひ、県警のほうはひかるくん・ひかりちゃんメールという犯罪発生情報のメール配信を既にされております。これは、どこの管轄、例えば加茂とか新津、

三条とか管轄を選んで、またどういった犯罪情報まで自分が欲しいか選択できるようになっていますので、実際にもう既に配信されているサービスもありますので、そういったことを町民の皆さんにしっかりと周知をするというのも1つですし、ぜひここにいられる現場の皆さん方、ここにいらっしゃる皆さん方もまずはそのひかるくん・ひかりちゃんメールを受け取るような形で、どんなものか、どういったものか見てそういった情報に敏感に対応していただきたいなというふうに思います。

以上、私の質問を終わらせていただきます。

明文化した、明文化、すみません、そういった判断をしていく、メール配信をするに当たってのこういったものは配信していかなければならない、こういったものはしなくてもよいというそういった運営のマニュアル等も今後見直すべきかと思えますので、その辺のご検討もお願い申し上げます私の質問を終わらせていただきます。その点についてご答弁あればよろしくお願いいたします。

(何事か声あり)

議長（皆川忠志君） 答弁よろしいですか。

副町長（小日向 至君） まず、基本的なお話しますが、町民に対するその周知の方法というものは、学校の子どもたちに対する部分というものはさっきも話したように学校長の責任でやることなのです。携帯メールの関係につきましては、きずなにも載っていますように、基本的にこれだけ読むと犯罪が起きたからといってそれを一々全部町民に発送するという、もっと言えば犯罪の種類にもよります。交通事故が起きたからといってあるいはひき逃げがあるからといって全て発送するというわけにいかないわけです。

ただ、今回違ったのは、さっきも町長も話したように強盗犯が逃げているという特殊な事情があった。であれば、警察から学校長に連絡する前に町のほうに連絡が来て、何とかそういう周知をしてくれというのが基本だったはずなのです。この間私署長に直接その話したら、こちらのほうの手落ちでしたということともう一つは、学校長に連絡したのは生活安全課の課長だったらしいのですけれども、子どもたちに周知してくれという趣旨ではなかったそうです。ただこういうことがありましたよということだけお話したつもりだったようです。だから、結果として加茂市がどういうルートで、たまたま加茂市は学校のほうに連絡として学校の中で処理ができたのでしょうかけれども、たまたま田上がなかなかそれができなかつたと、それは学校の事情なのでしょうけれども。そのかわりにでは町の携帯メールで何とかしてくれとなってくると、またルートが違ったわけですから、それらの横の連絡な

りのマニュアルができていなかったのも、今後どういことが起きてても対応できるようなやり方をしたいですね、そうしますという回答を今回町長がしたということですので、細かい説明しなくてちょっと誤解だったかもしれません。そういう形ですので、今井議員がお話されたような形で、基本は町民の安全、安心を守ることが大基本ですから、お互いの守備範囲がどうだなどということは超えて何らかの形でやりたいという回答ですので、よろしくお願ひします。

議長（皆川忠志君） 以上で今井議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

ご苦勞さまでした。

午前11時23分 散会

別紙

平成27年 第5回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第2号 平成27年12月9日（水） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1		一般質問	
		散会	

第 3 号

(12 月 15 日)

平成27年田上町議会
第5回定例会会議録
(第3号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 議 平成27年12月15日 午後3時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 高取正人君 | 8番 | 熊倉正治君 |
| 2番 | 笹川修一君 | 9番 | 川崎昭夫君 |
| 3番 | 小嶋謙一君 | 10番 | 松原良彦君 |
| 4番 | 皆川忠志君 | 11番 | 池井豊君 |
| 5番 | 今井幸代君 | 12番 | 関根一義君 |
| 6番 | 椿一春君 | 13番 | 泉田壽一君 |
| 7番 | 浅野一志君 | 14番 | 小池真一郎君 |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|---------------|------|
| 町 長 | 佐藤邦義 | 産業振興課長 | 渡辺 仁 |
| 副町長 | 小日向 至 | 町民課長 | 鈴木和弘 |
| 教育長 | 丸山 敬 | 保健福祉課長 | 吉澤深雪 |
| 総務課長 | 今井 薫 | 会計管理者 | 吉澤 宏 |
| 地域整備課長 | 土田 覚 | 教育委員会
事務局長 | 福井 明 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 中野幸作 |
| 書記 | 渡辺真夜子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午後3時00分 開 議

議長（皆川忠志君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第3号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 議会運営委員会委員の辞任について

議長（皆川忠志君） 日程第1、議会運営委員会委員の辞任についてを議題といたします。

本案件は、議員の一身上に関する事件であり、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、椿一春議員の退席を求めます。

（6番 椿 一春君退席）

議長（皆川忠志君） 昨日12月14日、椿一春議員から一身上の理由により議会運営委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。よって、椿一春議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。自席にてお願いいたします。

午後3時02分 休 憩

午後3時03分 再 開

議長（皆川忠志君） 再開いたします。

ただいま椿議員の議会運営委員会委員の辞任が許可されましたことをご報告いたします。

日程の追加

議長（皆川忠志君） お諮りいたします。

椿議員の議会運営委員会委員の辞任に伴い、同委員の選任を日程に追加し、追加日程として直ちに後任者を選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第1として直ちに審議することに決しました。

暫時休憩いたします。自席にてお願いいたします。

午後3時04分 休 憩

午後3時05分 再 開

議長（皆川忠志君） 再開いたします。

追加日程第1 選任第4号 議会運営委員会委員の選任について

議長（皆川忠志君） 追加日程第1、選任第4号 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議長にて申し上げます。浅野一志議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり選任することに決定いたしました。

日程第2 議案第46号 指定金融機関の設置について

議長（皆川忠志君） 日程第2、議案第46号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の社会文教常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 松原良彦君登壇）

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、私のほうから社会文教常任委員会の付

託案件審査の報告を行います。

議案第46号 指定金融機関の設置についてでございます。

現在加茂信用金庫から金融関係の取り扱いをしていただいておりますが、2年間の任期が平成28年2月9日に契約が終了するため、今後田上町に属する現金の出納を協栄信用組合に指定金融機関として契約決定するものでございます。

審査の結果は、原案可決です。

以上でございます。

議長（皆川忠志君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。松原委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより討論及び採決を行います。

議案第46号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第46号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第47号 田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

日程第4 議案第48号 田上町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

日程第5 議案第49号 田上町入湯税条例の一部改正について

議長（皆川忠志君） 日程第3、議案第47号から日程第5、議案第49号までの3案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 総務産経常任委員会の付託案件審査の報告を行います。

議案第47号 田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、審査の結果は原案可決でございました。

中身的には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、この法律ができたことによりまして、この法律で規定されているもの以外でこの番号を利用するとか、照会、提供できる事務は条例で定めれば利用ができるということで、この条例が制定をされたということございまして、質疑の中ではこの条例と直接かかわりはないものではありますが、マイナンバーの理解はなかなか進んでいないし、町民の受けとめ方もさまざまであるということで、町としてももっと広報するなど必要があるのではないかというような意見がありました。なお、このマイナンバーについて、それぞれ世帯に配付はされておりますが、現在153通ほど配達されていないという報告もございました。

以上でございます。

議長(皆川忠志君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 松原良彦君登壇)

社会文教常任委員長(松原良彦君) それでは、私のほうから議案第48号、議案第49号、2つの付託審査の結果を申し上げます。

2議案とも審査の結果は原案可決でございます。これは、町の税条例の一部を改正するもので、マイナンバーの施行に当たり、定義、規定を改正するものでございます。

審査の中で関連質問がございまして、そのことを1つ申し上げます。マイナンバーの封書の配達状況、まだ届いていない人がいるという話を聞くが、どうなっているのかという質問がございました。お答えは、12月14日現在、受け取った封書が、個人のお家ですね、家庭が受け取った封書が4,600通、役場に今残っている数が96通ということでございます。また、これに関して休日の対応はしていないというお話

でございました。

以上でございます。

議長（皆川忠志君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。松原委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第47号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第47号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第48号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第49号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第49号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第50号 平成27年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について

日程第7 議案第51号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について

日程第8 議案第52号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について

議長（皆川忠志君） 日程第6、議案第50号から日程第8、議案第52号までの3案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 総務産経常任委員会の付託案件審査の報告を行います。

議案第50号、27年度田上町一般会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ1億4,673万8,000円を追加をするというものでございますが、歳入の中では人口減少対策での普通交付税あるいは総合戦略での地域住民生活等緊急支援交付金などが含まれておりました。

歳出の中では、総務費でふるさと応援寄附金が増えているということで記念品の増額がありましたが、この中の説明では、12月4日現在、ふるさと応援寄附金は110件で、229万8,000円ほどになっているという説明がございました。

それと、少子化定住対策費では、住宅取得資金利子補給あるいは地域住民生活等緊急支援費ということで補正がありましたが、この地域住民生活等緊急支援費1,023万8,000円ほどの補正でございますが、地方創生の取り組みの中でまちのPRを進めるためのプロモーションビデオや、町へ誘導するための看板計画の策定の委託料という説明がございましたが、質疑の中ではプロモーションビデオは町のPRと工業団地のPR用に2種類を作っていきたいという説明がございました。町のホームページやユーチューブ、あるいは「K o m a c h i」などの雑誌の活用も考えているということでございました。工業団地用には企業誘致のために、企業訪問す

際にもこのプロモーションビデオの配付を考えているというような説明でしたが、1,000万円の交付金を使ってということですので、本当に効果があるのか、あるいは委託業者任せでなく、町民も巻き込んでもっといいものを作ってはどうかというような提案もございました。

それと、農林水産業費のほうでは、就農支援費の資本装備支援事業でのトラクターの補助、あるいは農地中間管理機構への集積協力金ということでの補正もございましたが、これは農業をリタイアした方への交付ということで、合計で6件という説明でございました。

農地費のほうでは、五社川の自動転倒堰の修繕、あるいは林業費では森林組合の補助ということで補正がございました。

それと、商工費では本田上工業団地への進出を希望する企業への用地取得助成金1億円の補正であります。この中で、質疑の中で進出する企業がなかった場合はこの予算の取り扱いはどうなるのかという質疑がございましたが、回答としては結果的に年度末では執行残となるということですのでございますが、新年度においては同額を計上する予定であるという答弁でございました。

土木費では、委託料と工事費の組み替えというような補正もございました。

以上でございます。

議長（皆川忠志君） 以上で委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 松原良彦君登壇）

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、私のほうから3議案に対して報告をいたします。

議案第50号 平成27年度田上町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,673万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億8,741万8,000円とするものでございます。

主な質問の内容を説明いたしますと、区長報酬世帯割の増加分や、備品購入ではマイナンバー関連で本人確認のための機器購入というものがあります。

民生費では、職員の時間外勤務の手当や保険基盤安定のための国民健康保険特別会計への繰出金や育休で休んでいるための幼稚園の臨時雇用の人件費、衛生費では

国民健康保険特別会計への繰出金、教育費では幼稚園就園奨励費補助金の増額によるものや、生涯学習事業において職員の時間外勤務手当などでございます。

次に、議案第51号 平成27年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億350万円とするものでございます。

内容においては、療養費、高額療養費、葬祭諸費にそれぞれ不足が見込まれるため、補正するものでございます。

議案第52号 平成27年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,015万円とするものでございます。

内容においては、訪問看護事業で休日希望の申し込みがいろいろな事情で結果的に多くなり、そのための職員の時間外手当増によるものでございます。

3議案は、いずれも全会一致で原案可決いたしました。

以上でございます。

議長（皆川忠志君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。松原委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第50号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第50号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第51号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員

長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第52号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第52号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 請願第4号 骨髄バンク・ドナーの骨髄提供時の支援助成制度導入に関する請願について

議長(皆川忠志君) 日程第9、請願第4号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の社会文教常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 松原良彦君登壇)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 当委員会に付託されました請願第4号について報告いたします。

件名は、骨髄バンク・ドナーの骨髄提供時の支援助成制度導入に関する請願であります。請願者は、加茂市五番町14-4にお住まいの特定非営利活動法人骨髄バンク命のアサガオにいがたの会長であります丹後まみこさんであります。また、今回の請願において補助的説明をしていただきました。

改めて請願事項をお読みいたします。田上町在住の骨髄バンク・ドナーの候補者が経済的不安なく骨髄提供できる環境整備をするため、ドナー支援助成制度を導入してくださいというものでございます。紹介議員の川崎昭夫議員より要旨並びに骨髄ドナーは提供者がどういう役割、検査などの細かな説明をしていただきました。

説明の中では、提供する意思があっても、仕事の都合で断念せざるを得ないとか、

家庭の事情や職場の理解などの様々な協力がなければドナーになれないとの説明がありました。

質疑の中では、幾つかの質問がありましたので、お話しいたします。どういう病気の人が骨髄移植を受けるのか。一般に血液のがんと言われる病気で、白血病や悪性リンパ腫などでございます。

次に、ドナーに決まると入院日数はどのくらいかかるのか。これは、おおむね7日間くらいとのことで、この件に関しては審査内容がものすごく厳しく、腰が痛いなどということがありますと、もうドナーにはなれないそうでございます。パンフレットを見ると、各市町村の骨髄移植ドナーの支援策が載っているが、この方法でよいのかという質問もございました。これは、加茂市長が県内1番に1日2万円と言ったのがそのまま金額の移行をしているみたいとの回答がございました。まだいろいろと審議いたしましたが、審査の結果は採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長（皆川忠志君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。松原委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより討論及び採決を行います。

請願第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。よって、請願第4号は委員長報告のとおり採択に決しました。

日程第10 発議第4号 農業農村整備事業の関連予算の拡充を求める意見書について

議長（皆川忠志君） 日程第10、発議第4号を議題といたします。

お諮りいたします。本案件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

提案者、泉田議員の説明を求めます。

(13番 泉田壽一君登壇)

13番(泉田壽一君) 農業農村整備事業の関連予算の拡充を求める意見書。朗読をもってかえさせていただきます。

農業農村整備事業の関連予算の拡充を求める意見書(案)。

農林水産省の来年度予算の概算要求額における、意欲と能力のある経営体の確保等を目的として農地の基盤整備等を実施する農業農村整備事業の関連予算は、本年度より1000億円増額されている。

平成21年度には5772億円計上されていた農業農村整備事業は、民主党政権時代に大きく削減され、平成24年度には2187億円と6割以上も減額されている。自民党政権により増額されてきているが、本年度は3588億円で、まだ平成21年度の水準に達していない。

大きく予算が削減されたことから農地整備等の遅延や事業採択に大きな支障が生じ、関係農家より不満の声が強くなっている。

特に田上町の関係は田上郷土地改良区の未整備部分と才歩川以北に位置する新津郷土地改良区の圃場整備の事業採択を可能にするためにも農地の基盤整備を実施する農業農村整備事業の関連予算の拡充を図るよう強く要望する。

記

一、 T P P 締結に伴う農家への弊害を回避するために農業農家のコスト削減や労働力の軽減を図り、大規模経営や生産組合が将来展望できる環境整備が必要である。日本経済を活性化し、力強い成長を現実のものとするために農林水産業が地域や国家の活力の源となり持続的な発展が求められることから農地の基盤整備等を実施する農業農村整備事業の関連予算の拡充を図るよう強く要望する。

一、 農地移動適正化あっせん事業が期待できる実績を伴わないのは、優遇措置だけでは難しいものがある。農地を21世紀型の構造改善事業として実施し、借り手、買いたい側と貸し手、売りたい側の条件整備を推進することにより、農業経営基盤強化促進法が円滑に運営されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、農林水産大臣です。

補足してちょっと説明したいと思います。農業経営基盤強化促進法が施行されているわけですが、この責務の中に国及び地方公共団体は効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう農業経営基盤の強化を促進するため、農業生産の基盤の整備及び開発、農業経営の近代化のための施設の導入、農業に関する研究開発及び技術の普及、その他の関連施設を総合的に推進するよう努めなければならないということで責務が記されております。ですから、田上郷土地改良区が平成の初めのころから構造改善事業がなされてきたわけですが、それに対して田上町が協力するといえますか、その事業に大きくかかわってまいりました。それが今役場庁舎が建っているこの土地、また道の駅構想、仮称で文化的施設等を建設する用地と、また本田上の工業団地、川船の工業団地、これらが減歩方式という4%の農地の減歩で、それを売却して工事代金に充てるということでやられてきた、これが施策の責務の中に入っているわけですが、これは新津郷土地改良区、田上町内が約120町歩あるそうですし、それから横場、上横場の地域内にも未整理部分がありますが、これらもまた町当局が地方自治体として責務を果たすということになれば、町の財政計画、総合計画もまた見直しといえますか、そういう部分にまで波及することは当然のこととということでもありますので、この意見書を提出し、国のほうから予算の拡充を求めると同時に、田上町からも中期財政計画、それから総合計画の見直しにまで影響するということでもありますので、皆さんからもこの意見書に賛同をぜひお願いしたいということでもあります。

以上、説明を終わります。

議長（皆川忠志君） 以上で説明が終わりました。

これより、ただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。泉田議員、ご苦労さまでした。

これより討論及び採決を行います。

発議第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発議第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決し、意見書を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり決し、意見書を関係機関に提出することに決しました。

日程第11 閉会中の継続調査について

議長(皆川忠志君) 日程第11、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務調査について会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

佐藤町長からご挨拶をお願いいたします。

町長(佐藤邦義君) 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今日、本会議は少し私の説明が必要だということがありまして、1時間以上ちょっとおくれたことに対しまして、ご協力いただきまして、ありがとうございました。

12月の8日から本日までの8日間でありましたが、私ども提案いたしました田上町番号法、すなわちマイナンバーのこれからの更新につきましての条例が必要だということ、あるいは一部条例、規則を改正するということもありましたので、来年の1月1日から実際にマイナンバー法が施行されるわけではありますが、私ども一般の人々にとりましては、それほど大きく影響するわけではありませんが、事によりますと、どうしても規則などもしっかり踏まえて使わなければいけないということになっておりますので、今年度中であれば経費が要らないというふうなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

今年度、天気予報によりますと暖冬ということで、少雪ということでありますが、天気予報によりますと、この17、18日ごろ雪マークがついておりますので、多少は雪が降るのかなとは思っておりますが、何とか余り雪が降らないように穏やかな1

年の締めくくりになってほしいと思っておりますし、来年度1月からまた議員の皆さんから田上町の行政の発展のためにご尽力をお願いしたいと思っております。季節柄風邪等もはやることがあるようでありますので、インフルエンザの大発生の年だというような話もありますので、十分お体には気をつけて、今後とも町の行政の推進のためにご尽力いただければと思っております。

大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

議長（皆川忠志君） これをもちまして平成27年第5回田上町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後3時47分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年12月15日

田上町議会議長 皆 川 忠 志

田上町議会議員 熊 倉 正 治

” 議員 川 崎 昭 夫

別紙

平成27年 第5回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第3号 平成27年12月15日（火） 午後3時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1		議会運営委員会委員の辞任について	許可
追加 日程 第1	選任第4号	議会運営委員会委員の選任について	選任
第2	議案第46号	指定金融機関の設置について	原案可決
第3	議案第47号	田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例の制定について	原案可決
第4	議案第48号	田上町税条例等の一部を改正する条例の一部改正につ いて	原案可決
第5	議案第49号	田上町入湯税条例の一部改正について	原案可決
第6	議案第50号	平成27年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定 について	原案可決
第7	議案第51号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 議定について	原案可決
第8	議案第52号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号） 議定について	原案可決
第9	請願第4号	骨髄バンク・ドナーの骨髄提供時の支援助成制度導入 に関する請願について	採択

日程	議案番号	件名	議決結果
第10	発議第4号	農業農村整備事業の関連予算の拡充を求める意見書について	原案可決
第11		閉会中の継続調査について	決定
		閉会	